

廃棄物行政の課題と今後の取組

～平成29年度廃棄物関係予算案及び今後の廃棄物行政の方向～

平成29年1月27日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

小野 洋

平成29年度 予算(案)の概要 (廃棄物・リサイクル対策部)

(単位:百万円)

	平成28年度 予算額① (注1)	平成29年度 予算(案)額② (注2)	対前年度 差引増△減額 ②－①	対前年度比 (%) ②／①
公共事業(環境省計上分)	<10,983> 90,428	<12,134> 100,150	<1,151> 9,722	<111%> 111%
非公共(本省予算)	<233,787> 256,116	<188,215> 211,227	<-45,572> -44,889	<81%> 83%
非公共(地方環境事務所予算)	29	37	8	128%
エネルギー対策特別会計	24,360	28,480	4,120	117%
合 計	<244,770> 370,933	<200,349> 339,894	<-44,421> -31,039	<82%> 92%

・注1:平成28年度予算額は、平成27年度第1号補正予算額を含んだ額

・注2:平成29年度予算(案)額は、平成28年度第2号補正予算額を含んだ額

・注3:<>書きは東日本大震災復興特別会計分であり、内数である

・注4:四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある

※主要新規事項等の概要は <http://www.env.go.jp/guide/budget/index.html>に掲載

公共事業の内訳

(単位:百万円)

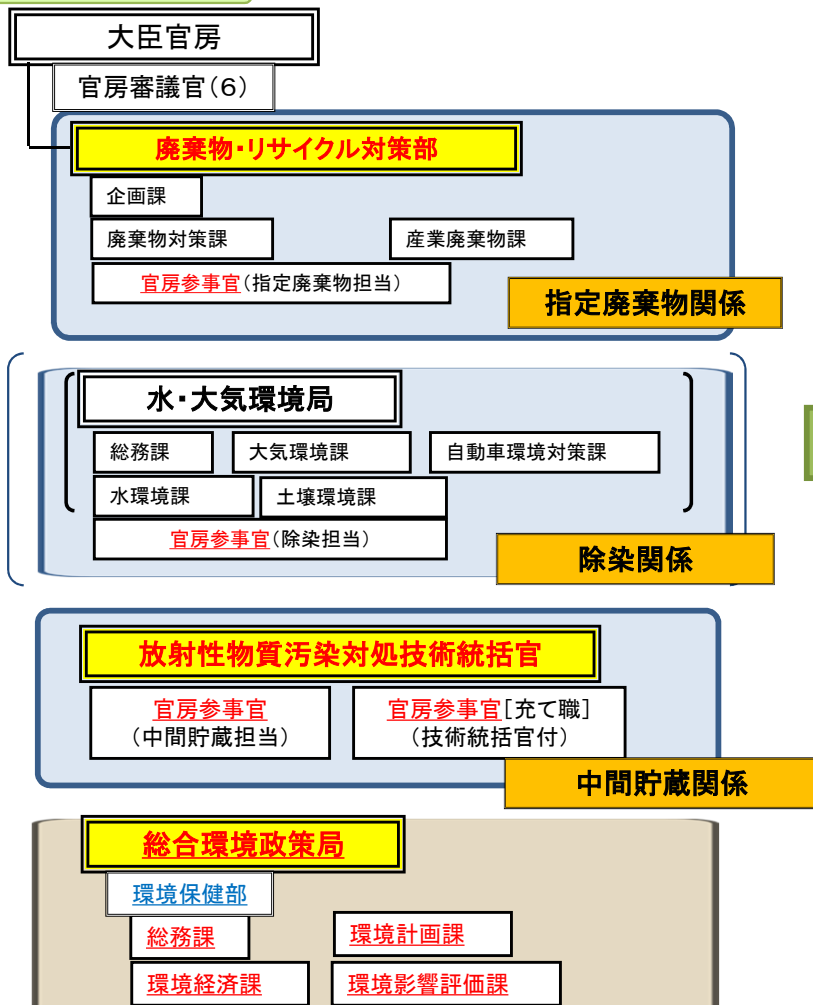
	平成28年度 予算額① (注1)	平成29年度 予算(案)額② (注2)	対前年度 差引増△減額 ②－①	対前年度比 (%) ②／①
循環型社会形成推進交付金	(91,430) <10,983> 85,704	(98,771) <12,134> 93,045	<1,151> 7,341	<111%> 109%
一般廃棄物処理施設	(82,506) <10,983> 77,283	(88,732) <12,134> 83,624	<1,151> 6,341	<111%> 108%
浄化槽	(8,924) 8,421	(10,039) 9,421	1,000	112%
廃棄物処理施設整備費補助金 (PCB処理施設等)	4,321	3,801	-520	88%
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	318	3,230	2,912	1016%
その他調査費等	85	74	-11	87%
合 計	<10,983> 90,428	<12,134> 100,150	<1,151> 9,722	<111%> 111%

- 注1:平成28年度予算額は、平成27年度第1号補正予算額を含んだ額
- 注2:平成29年度予算(案)額は、平成28年度第2号補正予算額を含んだ額
- 注3:()書きは国土交通省計上分(北海道、離島、奄美)及び内閣府計上分(沖縄)を含んだ総額
- 注4:<>書きは東日本大震災復興特別会計分であり、内数である
- 注5:四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある

平成29年度環境省組織改革のポイント

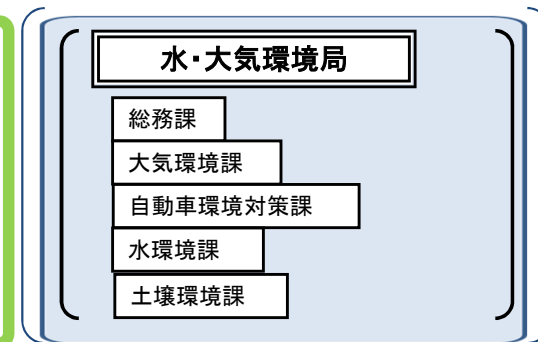
- 東日本大震災の後、放射線汚染物質対策については、**既存の組織をベースに逐次増強して体制を整備**してきた。
- 「復興・創生期」に入り、復興も新たなステージを迎えた中で、本年8月の与党東日本大震災復興加速化のための第6次提言を受け、これまで3つの部局にまたがっていた**廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を統合し一元的に取り組む「環境再生・資源循環局（仮称）」**を新設し、放射性物質汚染からの環境再生に関し中核的組織として整備。
- この「環境再生・資源循環局」を中心に、**大臣以下、環境省の最重要課題として省を挙げて被災地の環境再生に取り組み、復興創生を一層加速化**する。
- またあわせて、総合環境政策局を改組し、新たに設置する「**総合環境政策統括官（仮称）**」の下で統括することで、国連持続可能な開発目標（SDGs）の採択等を踏まえ、分野横断的な省全体の企画立案機能を強化する。

1. 現状

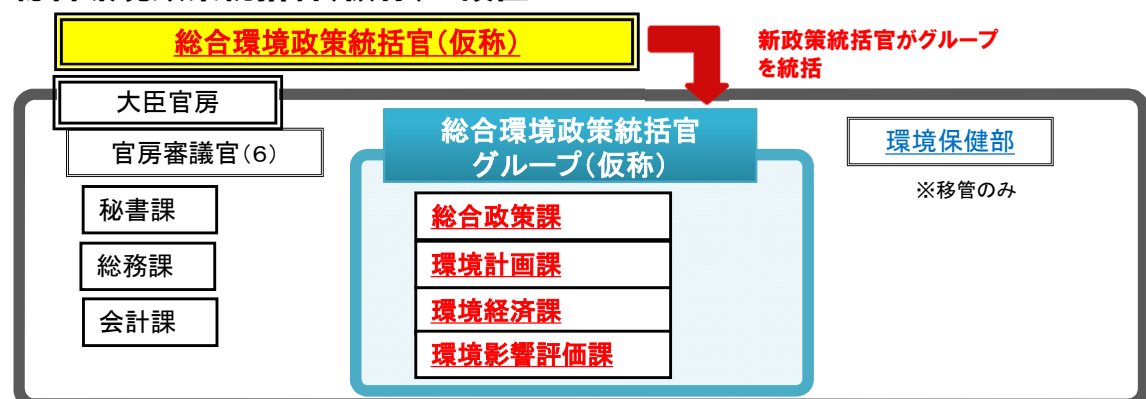


2. 改革後

○環境再生・資源循環局(仮称)の設置



○総合環境政策統括官(仮称)の設置



あわせて、福島環境再生事務所を、他の地方環境事務所と同格の事務所として位置付け、新たに「**福島地方環境事務所**」として設置することで、現地の意思決定の迅速化及び体制強化を図る。

Ⅰ. 東日本大震災からの復興・創生

被災地の復旧・復興・創生に向けて一層のステップアップを図る。

1. 福島県における取組

○中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入・適正管理、減容・再生利用

- ・中間貯蔵施設の整備等 【復興特】＜187,561(134,616)＞
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 【復興特】＜285,464の内数(522,393の内数)＞【28年度補正】329,447の内数

○フォローアップ除染及び森林放射線量低減対策のモデル事業等の実施

- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 【復興特】(再掲)＜285,464の内数(522,393の内数)＞【28年度補正】329,447の内数

○放射性物質に汚染された廃棄物の処理の実施等

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等 【復興特】＜185,123(214,021)＞ うち福島県内分＜149,050(167,373)＞

○放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策の実施

- ・放射線健康管理・健康不安対策事業費 ＜1,329(1,214)＞
- ・住民の個人被ばく線量把握事業 【エネ特】＜398(419)＞
- ・放射線健康管理支援交付金＜368(71)＞

○帰還困難区域における必要な措置の実施

- ・復興拠点内環境回復事業(仮称) 【復興特】 ＜30,904(0)＞
※帰還困難区域については、福島復興特措法など所要の法整備がなされた上で、必要な役割を果たしていく。

2. 福島県以外における取組

○指定廃棄物等の処理における必要な措置の実施

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等 【復興特】(再掲)＜185,123(214,021)＞うち福島県以外分＜36,073(46,648)＞

3. 放射性物質汚染対策の加速化に向けた組織改革

4. グリーン復興等の推進

- ・三陸復興国立公園等復興事業 【復興特】 ＜580(880)＞

(単位:百万円)



除去土壌等の搬出の様子



指定廃棄物(農林業系廃棄物)の保管状況

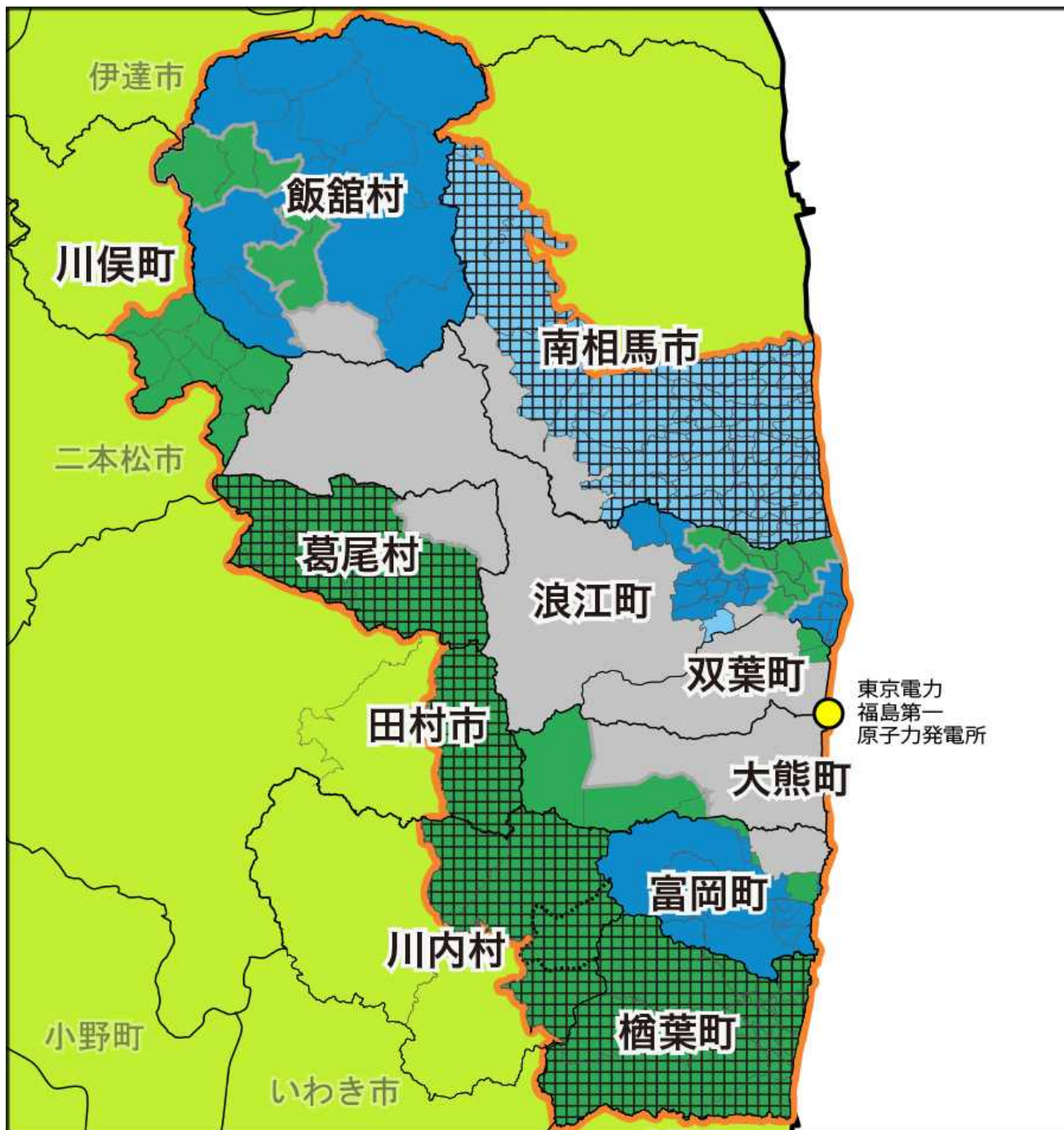


仮設焼却炉の建設状況(対策地域内廃棄物)



三陸復興国立公園等における「みちのく潮風トレイル」の取組

国直轄除染の進捗状況地図（平成28年11月30日時点）



＜避難指示が解除された市町村又は解除日が決定した市町村＞

市町村	避難指示解除日
田村市	平成26年 4月 1日
川内村の一部 (旧避難指示解除準備区域) (旧居住制限区域)	平成26年10月 1日 平成28年 6月14日
檜葉町	平成27年 9月 5日
葛尾村	平成28年 6月12日
南相馬市	平成28年 7月12日
飯舘村	平成29年 3月31日(*)
川俣町	平成29年 3月31日(**)

(*) 平成28年6月17日の原子力災害対策本部にて決定
(**) 平成28年10月28日の原子力災害対策本部にて決定

 避難指示解除

■ 面的除染終了※

■ 宅地の面的除染終了※

■ 面的除染实施中

□ 除染特別地域

■ 歸還困難区域

※未同意者等を除く

国直轄除染の進捗状況概要（平成28年11月30日時点）

主なトピックス

- 1日あたり最大11,200人規模（11月1日～11月30日）で除染を実施中

1. 面的除染を実施中の市町村（平成29年3月までに全ての面的除染を終了することが目標）

	仮置場等の確保 注1	除染の同意取得	実施率（％） 注2,3			
			宅 地	農 地	森 林	道 路
南相馬市	確保済み	ほぼ終了	96（96） 【100】	76（70）	75（70）	63（56）
富岡町	確保済み	終了	100	100（99）	100	99.9(99.9)
浪江町	確保済み	ほぼ終了	93（92）	88（86）	96（96）	87（87）
飯舘村	確保済み	ほぼ終了	100	100（99）	100(99.7)	99（95）

2. 面的除染が終了した市町村

	除染終了時期 注4
田村市	平成25年 6月
楢葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月
双葉町	平成28年 3月

注1）仮置場等の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注2）実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。「除染を実施できる条件が整った面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
南相馬市の宅地における【】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。残りについては平成28年度に実施中。

注3）「実施率」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、括弧書きは省略。

注4）除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した時期を記載。なお、面的除染終了時期以降に除染の実施を希望された箇所や、同時期以降に除染の実施の同意が得られた箇所については、引き続き除染を実施している。

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)における除染の進捗状況

福島県内、県外の市町村では、除染実施計画における除染等の措置の完了予定時期は平成28年度とされている。福島県内では住宅がほぼ終了、農地・牧草地、子どもの生活環境を含む公共施設等で除染の進捗率が約9割に達し、福島県外では「完了」、「概ね完了」の市町村が除染実施計画を策定した57市町村中51市町村となる等、予定した除染の終了に近づいている。一方で、仮置場確保の難航等の事情から、福島県内では道路が約7割、生活圏の森林は約6割の進捗であり、計画通りの除染終了に向け一段の加速化を図っている。

○「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村：

(当初)104市町村 → (現在)94市町村

これまでに線量低下などの理由で10市町村が指定解除

○除染実施計画策定済み： 93市町村

○計画に基づく除染等の措置完了等： 53市町村

(措置完了：26市町村、完了又は概ね完了：27市町村。引き続きモニタリング等を実施)

○計画に基づく除染等の措置継続中： 40市町村

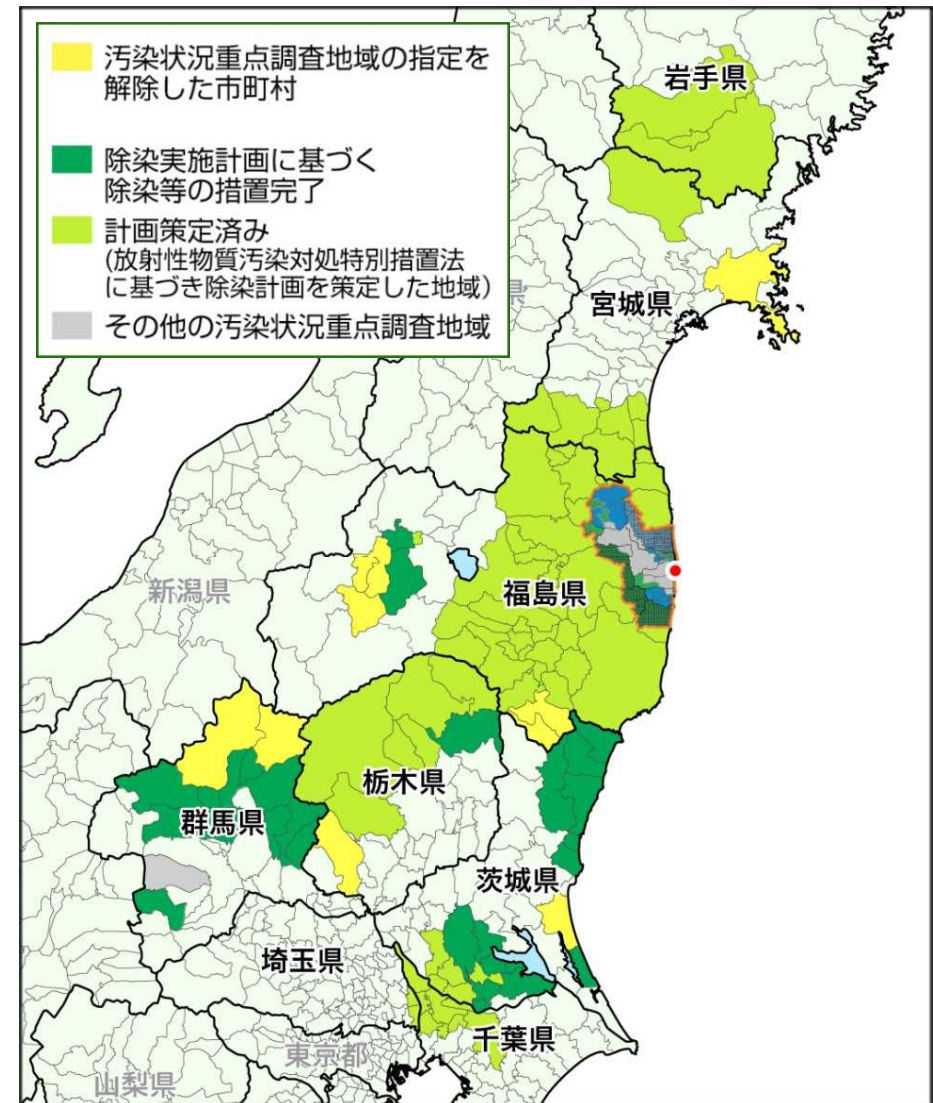
福島県内、県外の市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期は平成28年度である。

○福島県内における進捗状況(平成28年10月末時点)

住宅：ほぼ終了、農地・牧草地、公共施設等：約9割
道路：約7割、森林(生活圏)：約6割

福島県外における進捗状況(平成28年9月末時点)

学校・保育園等、公園・スポーツ施設、住宅、道路：
ほぼ終了 農地・牧草地、森林(生活圏)：終了



原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針

(平成28年12月20日 閣議決定)

主なポイント

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

除染について、平成28年度末までの完了。フォローアップ除染、遮蔽土等の有効利用・処分等の必要な措置の実施。中間貯蔵施設の整備の推進。指定廃棄物処理の推進。推進体制の一元化・充実。

2. 帰還困難区域の復興に取り組む

- 以下を実現するために必要な措置を盛り込んだ福島特措法の改正法案を次期通常国会に提出。
- 特定復興拠点を整備する計画を、県と協議の上で市町村が策定し、国の認定を受ける。
- 認定されると、一団地の復興再生拠点整備制度、道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例が活用可能に。
- 特定復興拠点の整備に係る除染・解体事業についても、避難指示解除後の土地利用を想定した整備計画の下で実施することとし、除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みを整える。
- 国の新たな政策的決定を踏まえ、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、東電に求償せずに国の負担において行う。
- 除染・解体は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事業とは区別して整理した上で国が実施。
- インフラ整備事業については国において必要な措置を講じ、市町村等において実施。

3. 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

5. 廃炉・汚染水対策に万全を期す

6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす

- 引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく支援機構への交付国債の交付・償還により支援。交付国債の発行限度額を引き上げ（9兆円→13.5兆円）。
- 支援機構が保有する東京電力株式を売却し、それにより生じる利益の国庫納付により、除染費用相当分を回収。
- 中間貯蔵施設費用相当分については、機構法第68条に基づく資金交付。財源は、エネルギー施策の中で追加的・安定的に確保。

中間貯蔵施設の最近の動きについて

中間貯蔵施設の概要

○福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。

※約1,600万～約2,200万 m^3 と推計

(東京ドームの約13～18倍に相当)

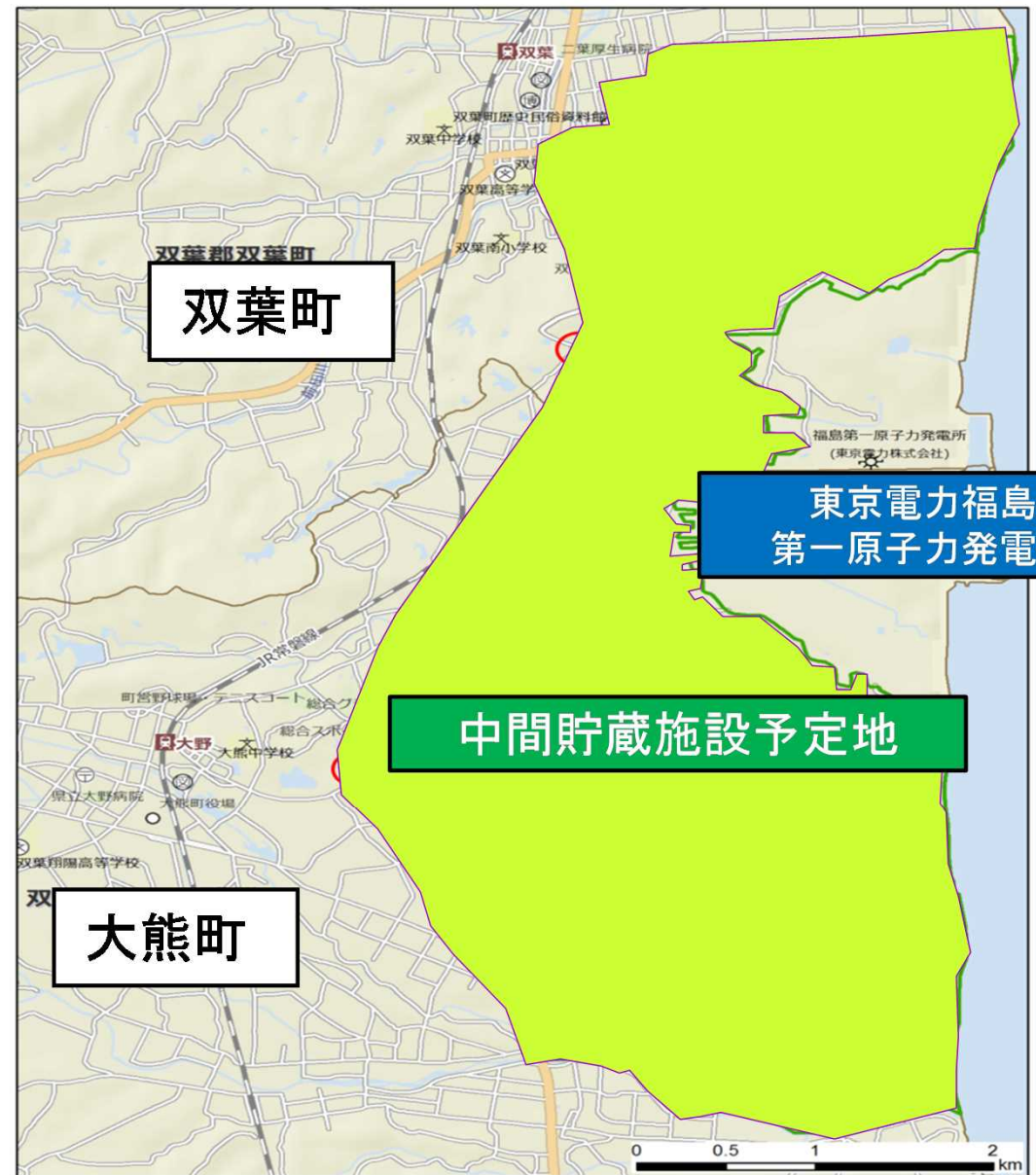
○現時点で最終処分する方法を明らかにすることは困難。

○最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。

(面積:約16 km^2)

- 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万 Bq/kg を超える焼却灰などを貯蔵
- 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法:平成26年11月成立)

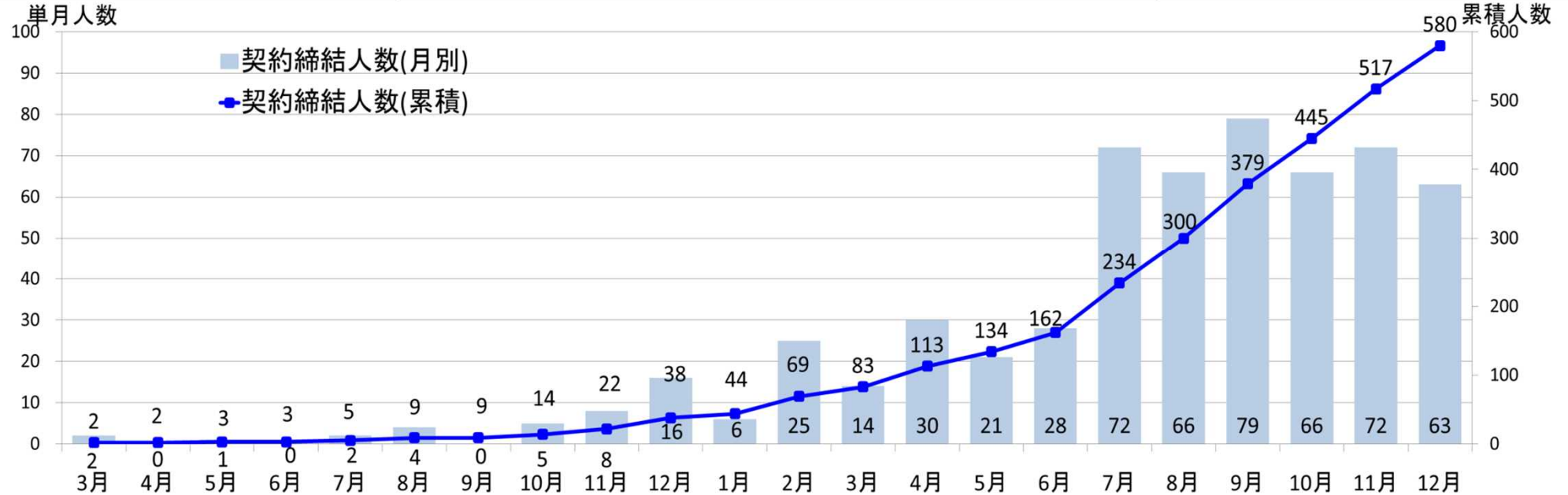
＜中間貯蔵施設予定地＞



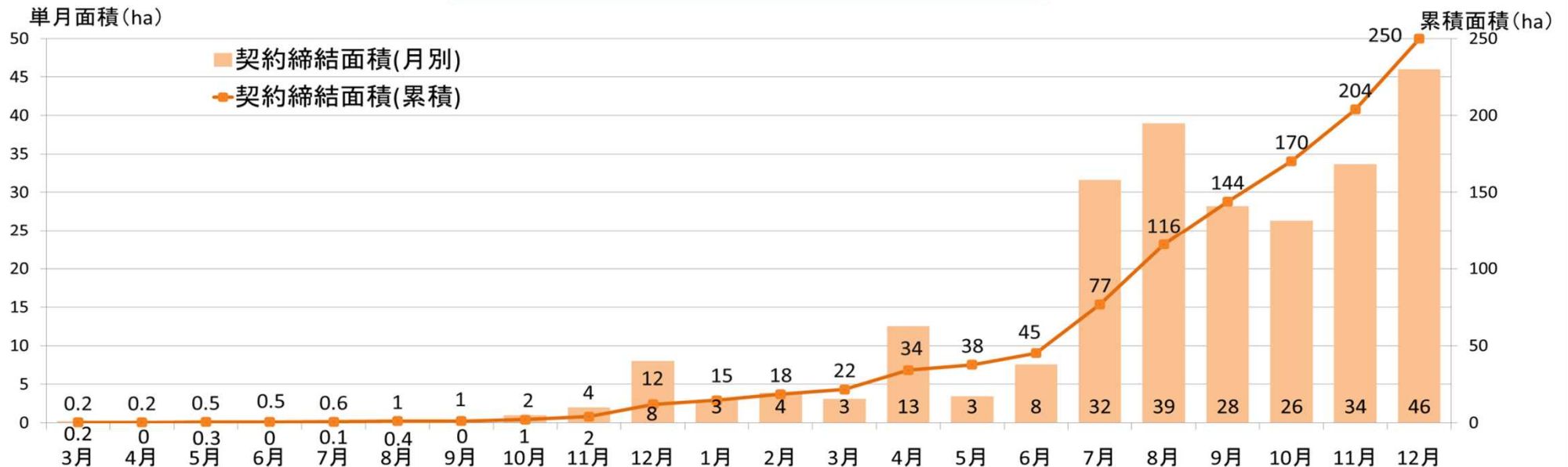
(c)Esri Japan

中間貯蔵施設に係る用地取得の推移

契約件数(平成27年3月～平成28年12月)

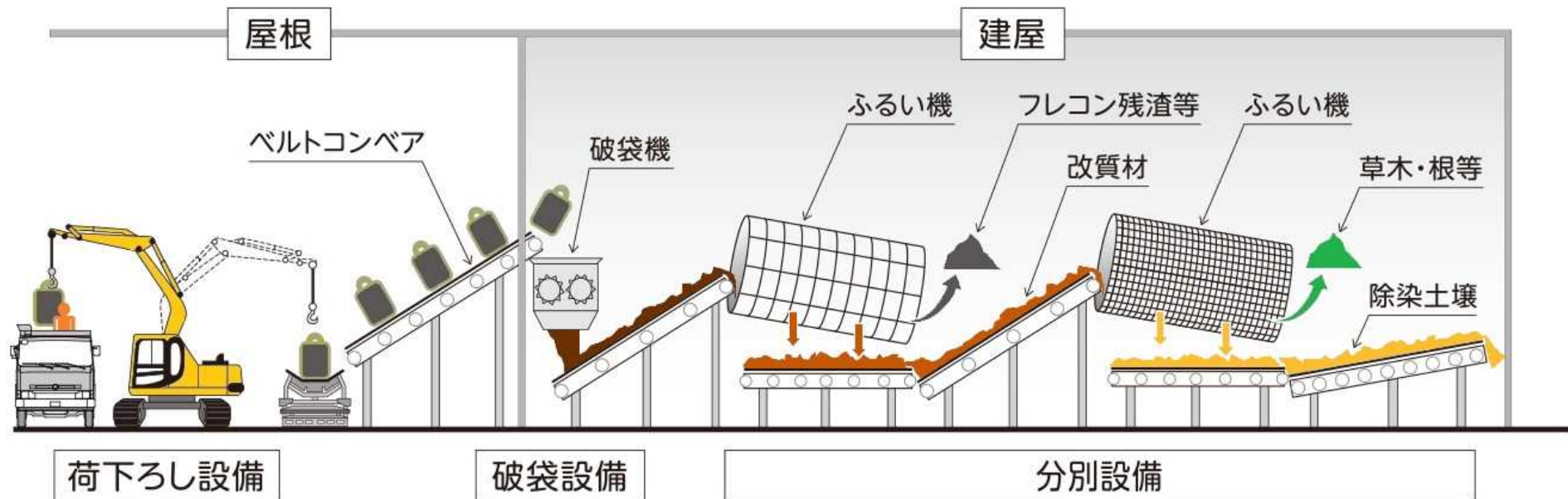


契約面積(平成27年3月～平成28年12月)

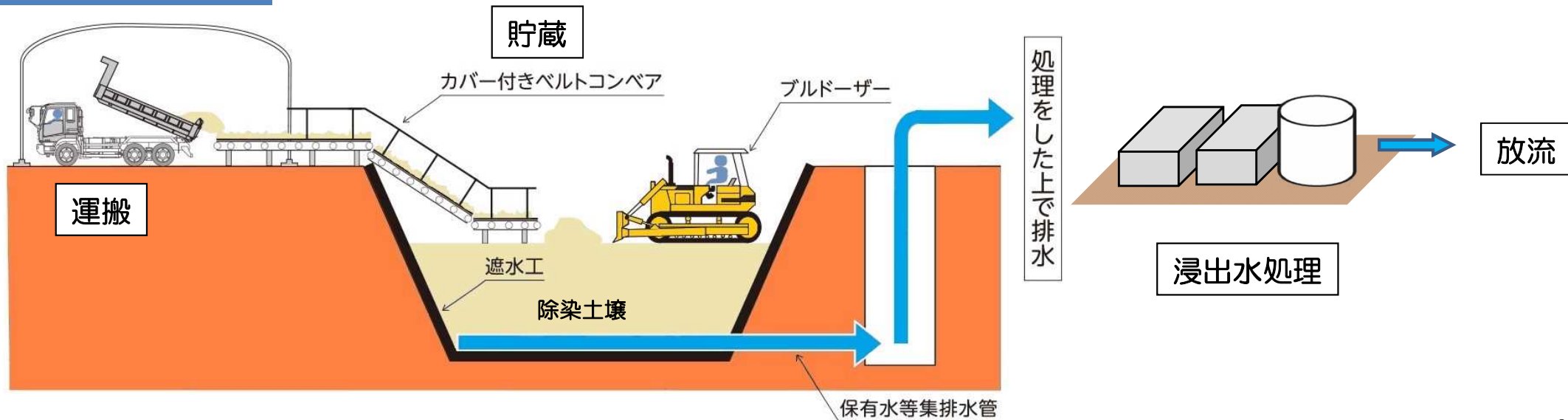


受入・分別施設、土壌貯蔵施設のイメージ

受入・分別施設



土壌貯蔵施設



中間貯蔵施設への輸送

- 平成28年度は15万 m^3 程度の除染土壌等を輸送する予定。併せて、町有地を活用した保管場へ学校等の除染土壌等の輸送を実施。
- パイロット輸送の検証を踏まえた改善策を随時講じつつ、引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
- 本年度の輸送についても、引き続き、安全対策が想定通り機能しているか、住民や作業員の安全が確保されているか、円滑に作業を実施できているか等を確認しつつ進めている。

平成28年度の輸送実績（平成29年1月11日時点）

●搬入量 計117,906 m^3 （累計：163,288 m^3 ）

内訳：大熊町保管場 62,726 m^3

双葉町保管場 55,180 m^3

※輸送した大型土のう袋等 1 袋の体積を 1 m^3 として換算した数値

●総輸送車両数 計19,098台（累計：26,627台）

内訳：大熊町保管場 9,868台

双葉町保管場 9,230台



保管場への定置作業



スクリーニング作業

<昨年度輸送が終了した市町村>

鮫川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町

<今年度輸送が終了する予定の市町村>

会津坂下町、湯川村、会津美里町、石川町、塙町、矢祭町、猪苗代町、三島町、柳津町、会津若松市、下郷町、昭和村、南会津町

中間貯蔵施設に係る見通しと進捗状況について

年度	用地取得（累計）		輸送量		施設整備
	見通し	実績	見通し () 内は累積	実績 () 内は累積	
27	22ha程度 (28年3月25日時点)	約22ha	5万m ³ 程度	45,382m ³	中間貯蔵施設の保管場を整備 平成28年度以降も随時必要な保管場を整備
28	140～370ha程度	約250ha (12月末時点)	15万m ³ 程度 (20万m ³ 程度) - 加えて、学校等に保管されている除染土壌（約30万m³）のうち、地上保管分及び今年度掘り起し分の合計8万m³を輸送予定。 ※ 年度末に近い掘り起こし分の輸送は、来年度初頭にわたる見込み。	117,906m ³ (163,288m ³) (29年1月11日時点)	9月 仮設焼却施設(大熊町)着工 (29年冬頃稼働予定) 11月 土壌貯蔵施設、受入・分別施設着工(29年秋頃稼働予定)
29	270～830ha程度		50万m ³ 程度 (70万m ³ 程度) - 学校等に保管されている除染土壌等を優先的に輸送 - 先行して学校等から仮置場に搬出済の市町村に配慮 - 今後の輸送量及び輸送台数を想定し、これらに対応した道路交通対策を、輸送量の拡大に先立って実施		18年度の輸送量90～180万m³に対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工予定 - 双葉町の減容化施設着工予定(31年度稼働予定) - 焼却灰保管場を確保しつつ、廃棄物貯蔵施設の整備に着手予定(31年度稼働予定)
30	400～940ha程度		(140万～250万m ³ 程度)		
31	520～1040ha程度		(300万～650万m ³ 程度)		
32	640～1150ha程度		(500万～1250万m ³ 程度) (6月まで：350～800万m ³ 程度)		

※ 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」は、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う13

中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について

- 福島県外での最終処分に向け、8つのステップに沿って取組を進めていく。
- 具体的には、放射能の物理的減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集しながら、まずは、研究・技術開発、減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等に取り組む。
- 並行して、情報発信等を通じて、低濃度生成物の再生利用と県外最終処分に係る全国民的な理解の醸成を図る。

最終処分に向けた8つのステップについて



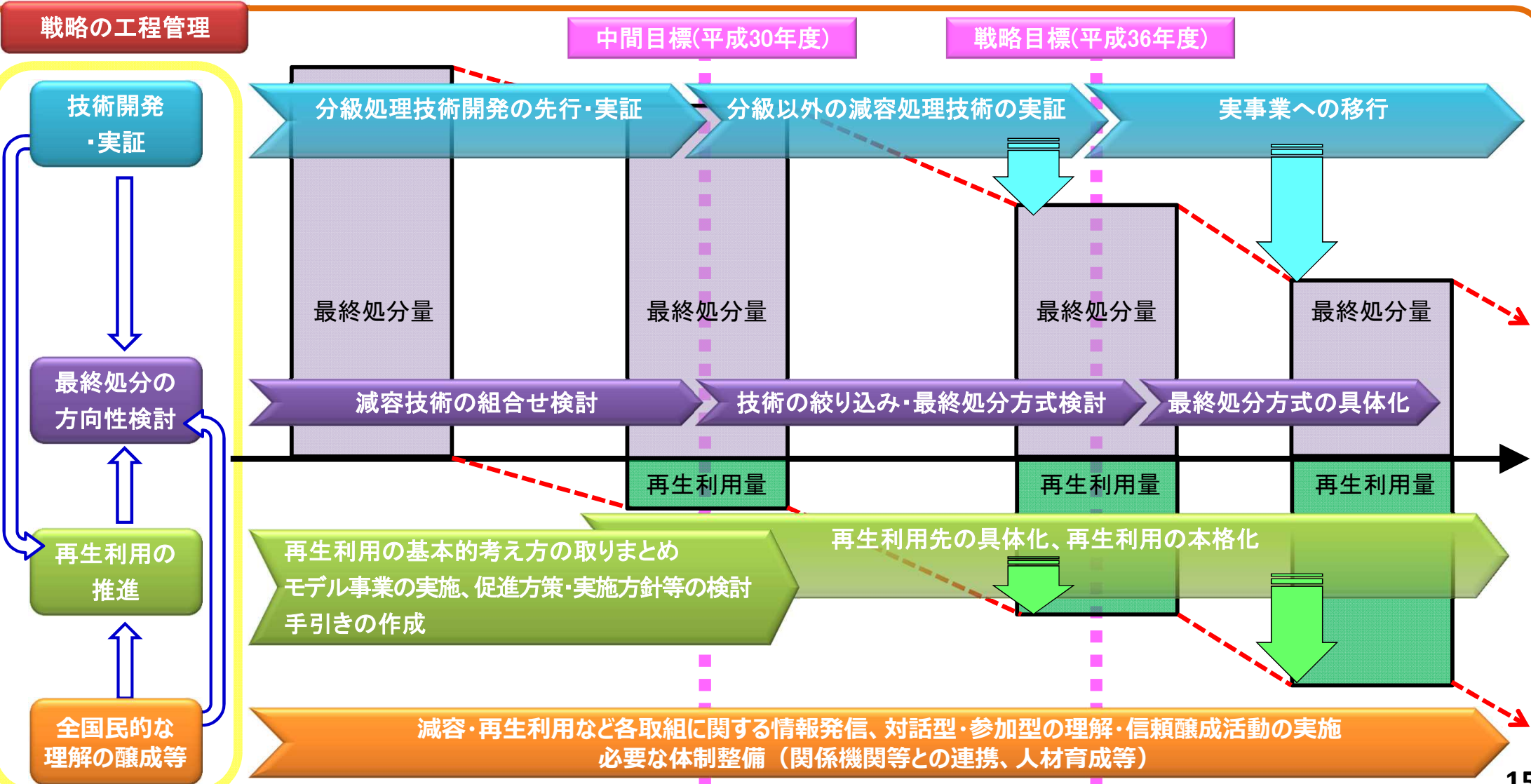
(参考) 日本環境安全事業株式会社法の一部改正法附帯決議(抄)

- 一 (略)・・・中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は(略)・・・必要な措置の具体的な内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

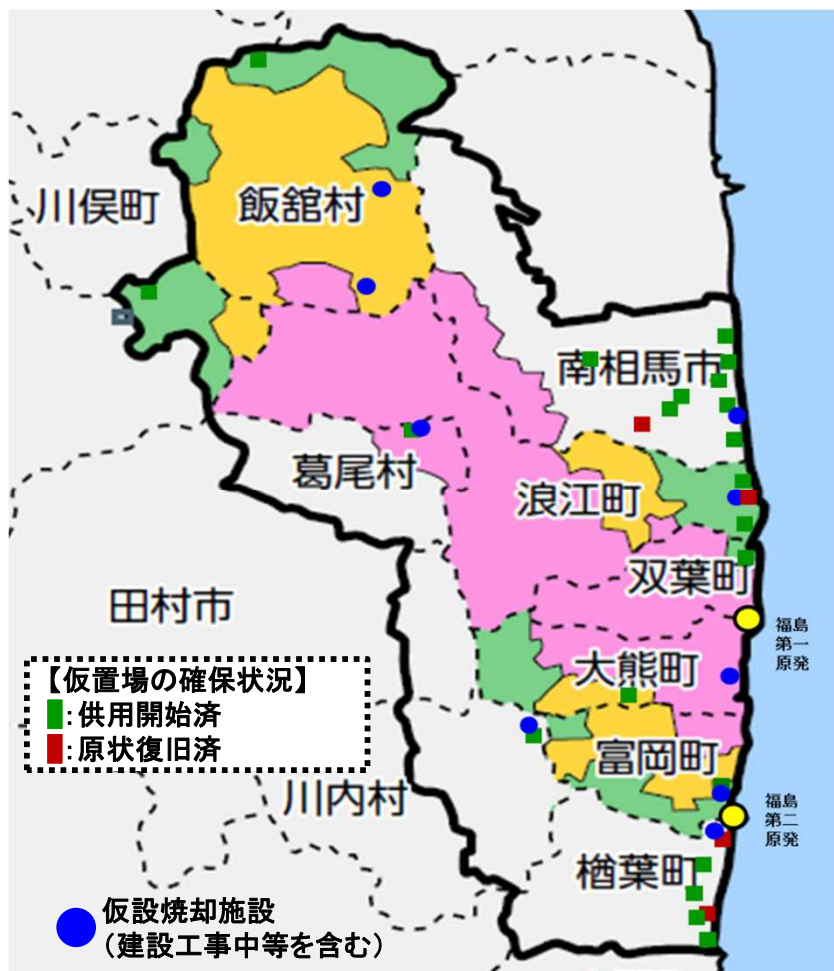
中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略(平成28年4月)の概要

- 減容技術等の活用により、除去土壌等を処理し、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図る。
- 減容・再生利用技術開発の目標や優先順位を明確にし、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度で一通り完了し、処理の実施に移行する。
- 安全性の確保を大前提として、安全・安心に対する全国民的な理解の醸成を図りつつ、可能な分野から順次再生利用の実現を図る。
- 技術開発の進捗状況や再生利用の将来見込みを踏まえて、最終処分場の構造・必要面積等について一定の選択肢を提示する。

戦略の工程管理



国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況（H29.1.6現在）



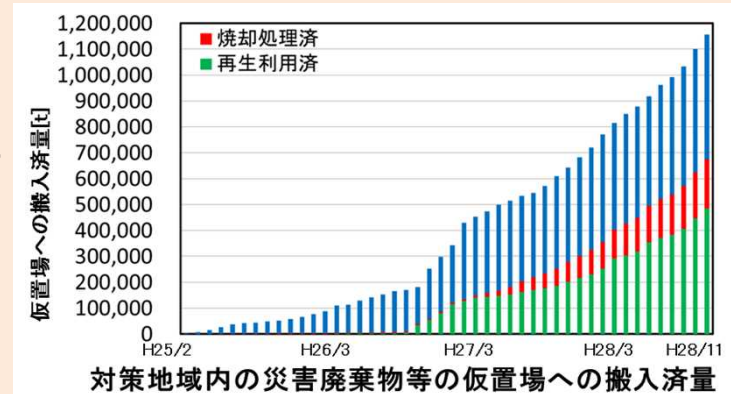
対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月26日一部改定）に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○帰還困難区域を除き、平成27年度末時点で、仮置場への搬入を完了。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○平成28年11月末現在、約116万トン搬入完了（うち、焼却処理済量は約19万t、再生利用量は約48万t）。



【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯舘村(小宮地区)、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)、楢葉町
建設工事準備中	大熊町
処理方針検討中	双葉町、川俣町
災害廃棄物等の処理完了	川内村



楢葉町の仮設焼却施設
(平成28年10月)



撤去前（平成26年7月）



撤去後（平成28年3月）

浪江町における津波がれきの撤去状況

※田村市については既存の処理施設で処理中。

指定廃棄物の指定状況(平成28年9月30日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰 (一般)		焼却灰 (産廃)													
	件	数量 (t)	件	数量 (t)	件	数量 (t)	件	数量 (t)	件	数量 (t)	件	数量 (t)	件	数量 (t)	件	数量 (t)
岩手県	8	199.8											2	275.8	10	475.6
宮城県					9	1,014.2					3	2,271.5	29	126.7	41	3,412.4
山形県													1	0.2	1	0.2
福島県	386	114,262.2	147	3,794.0	35	2,261.2	5	203.1	87	10,684.1	41	3,860.8	120	16,253.3	821	151,318.6
茨城県	20	2,380.1							2	925.8			2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4			14	727.5	※ (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県					6	545.8	1	127.0	5	513.9					12	1,186.7
千葉県	46	2,719.4	2	0.6					1	542.0			13	444.5	62	3,706.5
東京都	1	980.7	1	1.0											2	981.7
神奈川県													3	2.9	3	2.9
新潟県					4	1,017.9									4	1,017.9
静岡県													1	8.6	1	8.6
合計	485	122,989.6	150	3,795.6	68	5,566.6	6	330.1	103	14,865.8	71	14,269.3	177	17,360.2	1,060	179,177.1

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。17

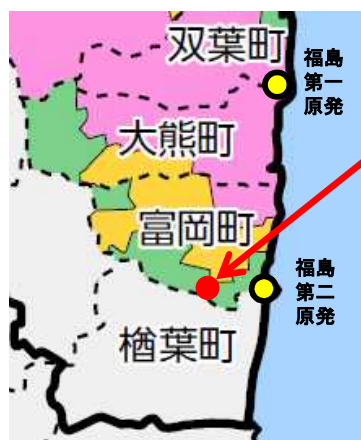
管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。

既存の管理型処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

活用に係る受入れ要請などの経緯

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れを要請
- H27. 6. 5 福島県・富岡町・楡葉町に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえ、施設の国有化を含む国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県・富岡町・楡葉町から国に申入れ
- H27.11.16 福島県・富岡町・楡葉町に対して、8月の県及び2町からの申入れ等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27.12. 4 県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨、国に伝達がなされる
- H28. 4.18 既存管理型処分場について、土地及び不動産の売買契約を締結し、事実上国有化
- H28. 6.27 国と県、富岡町及び楡葉町との間で、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結
- 現在、輸送計画を策定中であるとともに、場内での必要な準備を実施中



旧フクシマエコテッククリーンセンター

※富岡町に位置（搬入路は楡葉町）

【施設概要】

- ・ 処分場面積：約9.4ha
- ・ 埋立容量：約96万^m（埋立可能容量：約65万^m）

- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

埋立対象物

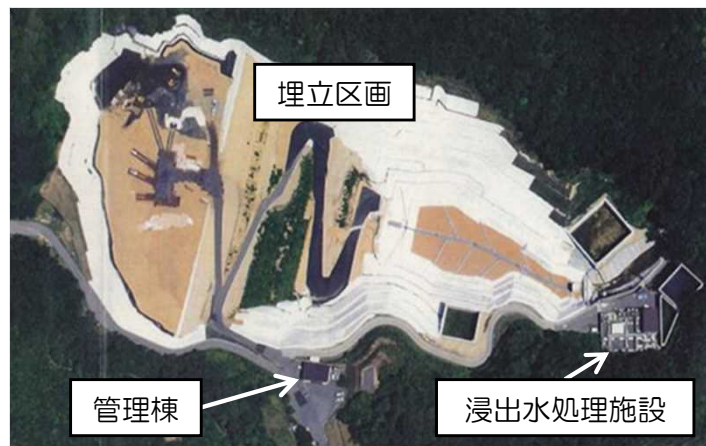
- 双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万^m>
- 対策地域内廃棄物等 <約44.5万^m>
- 福島県内の指定廃棄物 <約18.2万^m>

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

1. 安全・安心の確保...住民の不安を和らげるための具体策、施設管理並びに安全協定の考え方、搬入ルート of 安全・環境対策を示すこと
2. 地域振興策の具体化...地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金について示すこと、国が財源確保を行い両町が望む地域の将来像の実現を図ること

H27.8.25の申入れを踏まえた国の考え方(H27.11.16)の概要

1. 安全・安心の確保
 - ・ セメントを利用した雨水浸透抑制、情報公開拠点の新設等、住民不安を和らげる対応策
 - ・ 埋立完了後もモニタリング等を継続し、国が国有地とし責任をもって適切に管理
 - ・ 国と県及び2町で安全協定を締結し、国と地元行政区でも締結
 - ・ 既存の町道を新たな搬入ルートとして整備し、舗装の点検、待避所の設置等を実施
2. 地域振興策の具体化
 - ・ 2町が実施する事業の具現化に対して、国として全力を挙げた支援の実施
 - ・ 極めて自由度の高い交付金について、県に協力をお願いしつつ、適切に対応
 - ・ 2町の将来計画の実現に向けて必要な支援を最大限実施



経緯

(1)放射性物質汚染対処特措法(平成23年8月30日公布)

(2)放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)

指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。

(3)処理施設の候補地提示(平成24年9月)

栃木県(矢板市)及び茨城県(高萩市)において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

選定プロセスの見直し(平成25年2月)



①市町村長会議の開催 → 共通理解の醸成

・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

②有識者会議の開催 → 専門家による評価

・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

③詳細調査の実施 → 安全性の担保

・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

指定廃棄物に関する関係5県の状況

宮城県

【市町村長会議】

第1～4回：H24.10～H25.11

第5回：H26.1.20

→詳細調査候補地を3カ所提示

くりはらし ふかやまだけ たいわちようしもはら かみまち たしろだけ
(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)

第6回：H26.7.25

第7回（県主催）：H26.8.4

→県知事が県内市町長の総意として
詳細調査受入れ表明

平成26年8月より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。

→ただし、現地調査は、加美町の反対活動により実施できず（平成27年も断念）

H27.4.5、5.29、10.13

県民向けフォーラム

H27.10～11

有識者を交えた加美町との
意見交換会（2回）

第8回：H27.12.13

第9回（県主催）：H28.3.19

指定廃棄物の再測定結果、環境省の
考え方を説明

第10回（県主催）：H28.5.27

第11回（県主催）：H28.11.3

→指定廃棄物以外の測定結果の公表、
県による8,000Bq/kg以下の廃棄物
（指定廃棄物を除く）の処理方針の
提示

第12回（県主催）：H28.12.27

第12回から半年後を目処に再度市町村長会
議を開催予定

栃木県

【市町村長会議】

第1～3回：H25.4～H25.8

第4回：H25.12.24

→選定手法が確定

H26.7.30

→詳細調査候補地を
1カ所提示

しおやまち てらしまいり
(塩谷町寺島入)

第5回：H26.7.31

第6回：H26.11.9

H27.5.14、6.22、9.13

県民向けフォーラム

H27.10.14

塩谷町寺島入の豪雨
影響調査

H27.12.7

塩谷町長が調査候補地
の返上を宣言

第7回：H28.5.23

→指定廃棄物の再測定実施
を決定

第8回：H28.10.17

→再測定の結果の公表、
今後の進め方の提示

現在、
・塩谷町への個別訪問等を実
施中

千葉県

【市町村長会議】

第1～3回：H25.4～H26.1

第4回：H26.4.17

→選定手法が確定

H27.4.24

→詳細調査候補地を
1カ所提示

(東京電力千葉火力発電所の
土地の一部(千葉市中央区))

H27.5.20、6.2

千葉市議会全員協議会

H27.6.8、6.10

千葉市議会・市長から
再協議の申入れ

H27.6.29、7.7、13、20、8.7

千葉市の自治会長や
住民を対象に説明

H27.12.14

再協議申入れへの回答

H28.6.28

千葉市から指定解除の
申出

H28.7.23

千葉市の指定廃棄物を
指定解除

茨城県

【市町村長会議】

第1回：H25.4.12

第2回：H25.6.27

第3回：H25.12.25

第4回：H27.1.28

【一時保管
市町長会議】

第1回：H27.4.6

第2回：H28.2.4

→現地保管を継続
し、段階的に処理を
進める方針を決定

群馬県

【市町村長会議】

第1回：H25.4.19

第2回：H25.7.1

第3回：H28.12.26

→現地保管を
継続し、段階
的に処理を進
める方針を決
定

II. 循環共生型社会の構築

1. 次世代につなげる暮らし・社会の変革による地球温暖化対策

(単位:百万円)

2030年度目標の実現

2030年度に2013年度比26.0%削減(2005年度比25.4%削減)、「COOL CHOICE」の強化

○2030年度目標の実現に向けた地球温暖化対策計画の着実な実施

<地域における再エネ・省エネの普及促進>

- ・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(経産省連携事業)【エネ特】<8,000(6,000)>
- ・(新)風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業【エネ特】<300(0)>

<民生部門(業務・住宅)における低炭素化の促進>

- ・賃貸住宅における省CO2促進モデル事業(国交省連携事業)【エネ特】<3,500(2,000)>
- ・業務用施設等における省CO2促進事業(一部経産省・国交省・厚労省・農水省連携事業)【エネ特】<5,000(5,500)>
- ・(新)脱フロン社会構築に向けた業務用冷凍空調機器省エネ化推進事業(一部国交省連携事業)【エネ特】<6,300(0)>

<運輸部門(物流・交通)における低炭素化の促進>

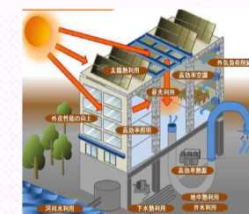
- ・物流分野におけるCO2削減対策促進事業(国交省連携事業)【エネ特】<3,700(3,700)>

<金融、社会システムの低炭素化の促進>

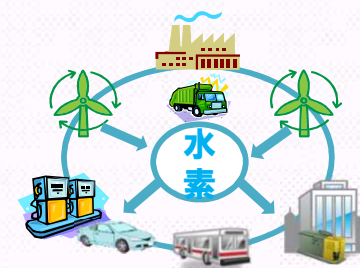
- ・ESG投資など環境金融の充実・強化【一部エネ特】<4,255(4,068)>

○国民運動「COOL CHOICE」の抜本的強化等

- ・(新)省エネ家電等COOL CHOICE推進事業【エネ特】<2,000(0)>



ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の実現・普及拡大



水素の製造から利用までの統合的システムを確立

中長期的取組

○カーボンプライシングの検討

- ・(新)カーボンプライシング導入可能性調査事業【エネ特】<250(0)>

○長期の大幅排出削減に向けた戦略的取組

- ・環境研究総合推進費関係経費<5,293(5,293)の内数>
- ・再エネ等を活用した水素社会推進事業(一部経産省連携事業)【エネ特】<5,498(6,500)>

適応策

○「気候変動の影響への適応計画」を踏まえた取組

- ・環境研究総合推進費関係経費 <5,293の内数(5,293の内数)>
- ・国立環境研究所運営費交付金 <12,216の内数(11,695の内数)>
- ・気候変動影響評価・適応推進事業 <702(391)>
- ・(新)オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業 <29(0)>

国際的取組

○環境技術・産業の海外展開

- ・二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業及び基盤整備事業 【エネ特】<9,720(9,920)>
- ・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 <360(390)>

○パリ協定及びG7の成果を踏まえた国際貢献

- ・パリ協定の実施に向けた検討経費 <156(178)>
- ・(新)G7が牽引するCO2削減に貢献する持続可能な開発目標の実施 【エネ特】<60(0)>



JCMによる太陽光発電の導入(パラオ)



パリ協定採択

(単位:百万円)

2. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生

優れた自然の保全・活用等

○国立公園満喫プロジェクト等の実施による優れた自然の保全・活用

- ・(新)国立公園満喫プロジェクト等推進事業 <10,019(0)>【28年度補正】10,289
- 8箇所の国立公園において、インバウンド対応に向けて、ユニバーサルデザインにも配慮しつつ、ビジターセンターの改修やビューポイントの整備、ツアーコンテンツの発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成、効果的な情報発信等を行う。



満喫ツアーコンテンツの発掘・磨き上げなど



魅力的な展望地整備とICT等を活用した情報提供

生物多様性の確保等

○希少ないきものの保全や遺伝子組換え生物に係る規制等を通じた生態系の保全

- ・希少種保護推進費 <453(447)>
- ・国際希少野生動植物種流通管理対策費 <36(27)>
- ・遺伝子組換え生物対策事業 <21(21)>
- ・(新)西之島総合学術調査事業費 <33(0)>



西之島の火山活動の様子
(2015.11.17 出典:海上保安庁HP)



知床におけるシカの捕獲



侵略的な外来種マングース



アミノクロウサギを捕食するノネコ

○鳥獣管理の推進、外来種の防除、動物の適正飼養の推進

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業費 <800(500)>【28年度補正】700
- ・特定外来生物防除等推進事業 <486(486)>
- ・動物愛護管理推進費 <259(207)>

○森里川海プロジェクトの展開等

- ・地域循環共生圏構築事業 <100(85)>



自然の恵みの活用を通じて都市と地域が支えあう仕組み



避難所におけるペット飼育スペース

3. 将来の暮らしを支える資源循環の実現と安心・安全の確保

資源循環の実現に向けた取組等

○廃棄物処理施設・浄化槽の整備

- ・一般廃棄物処理施設の整備 【一部エネ特】＜51,240(51,240)＞【28年度補正】44,990
- ・浄化槽整備の推進 【一部エネ特】＜9,421(8,421)＞【28年度補正】1,000

○大規模災害に備えた防災・減災

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業 ＜441(4)＞【28年度補正】299

○国内外の適正な資源循環の推進に向けた施策の充実

- ・富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた、次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業 ＜86(51)＞
- ・食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費 ＜68(35)＞



老朽化した廃棄物処理施設の更新



廃棄物の不法輸出

安心・安全を確保するための取組等

○環境リスク低減等のための施策の充実

- ・化学物質緊急安全点検調査費 ＜223(223)＞
- ・土壌汚染対策費 ＜291(288)＞



PCBが含まれる 高圧トランス

○人の健康と良好な環境を守るための取組の推進

- ・子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) ＜4,494(4,462)＞【28年度補正】1,302
- ・PCB廃棄物の適正な処理の推進等 ＜5,942(5,850)＞【28年度補正】2,198
- ・広域大気環境対策費 ＜523(502)＞
- ・海岸漂着物等地域対策推進事業 ＜400(400)＞【28年度補正】2,700
- ・(新)琵琶湖保全再生等推進費 ＜30(0)＞



エコチル調査

○公害健康被害対策等

- ・水俣病総合対策関係経費 ＜11,611(12,026)＞
- ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査 ＜203(200)＞



対馬における漂着ごみの状況

富山物質循環フレームワーク(概要)



- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョン

- 我々の共通の目標は、関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現することである。
- このような社会は、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、雇用を産み、競争力を高め、グリーン成長を実現し得る、自然と調和した持続的な低炭素社会も実現するものである。

G7各国による野心的な行動

目標1: 資源効率性・3Rのための主導的な国内政策

- 資源効率性・3Rと気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全等の政策を包括的に統合し、促進
- 規制的手法に加え、事業者による自主的取組等の活用
- 災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設の整備等
- 地域の多様な主体間の連携(産業と地域の共生)、消費者対策

具体例: 食品ロス・食品廃棄物対策

- ・SDGsを踏まえ、国内や地域での政策や計画策定など、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けた取組を加速

目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

- G7アライアンス等を通じて、ベストプラクティスや適用可能な最良技術(BAT)、有用な教訓を他の国々と共有
- 途上国における資源効率性・資源循環政策の能力構築支援
- 巨大自然災害を経験する国・地域への支援
- 上流産業における、再生可能資源の利用を含むリユース、リサイクルのための積極的取組を奨励

具体例: 電気電子廃棄物(E-Waste)の管理

- ・違法取引を防止するため、国際的な協調行動を強化
- ・適正な管理能力を有しない国から有する国への有害廃棄物の輸出は、環境と資源効率・資源循環に寄与するものと認識

目標3: 着実かつ透明性のあるフォローアップ

- ・国内指標を検討
- ・ワークショップ等を通じた、本フレームワークのフォローアップ

我が国循環産業の国際展開(背景・目的)

～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～

●アジア等途上国を中心に経済成長・人口増加を背景に廃棄物発生量の急増、質の多様化

→廃棄物処理体制の未整備・未成熟に伴う環境汚染が発生

●日本では廃棄物処理・リサイクルの法制度が整備され、優れた技術による処理が進展

→しかし、国内市場の成長には限界がある

●資源需要が高まりを受けて、資源の不足・価格の高騰が問題になっている

→リサイクル可能な資源が廃棄されている現状

廃棄物処理・リサイクルに関する事業は、巨大な潜在的市場※1、2

※1 (参考)アジア※3の都市ごみ処理における2020年の市場規模は約3.5兆円と試算

※2 現地において、廃棄物処理・リサイクルに関する適正な制度を構築することが、市場を創出する上で必要である

我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして海外展開を促進

二国間協力／多国間協力／我が国循環産業の国際展開(H28予算750百万円)

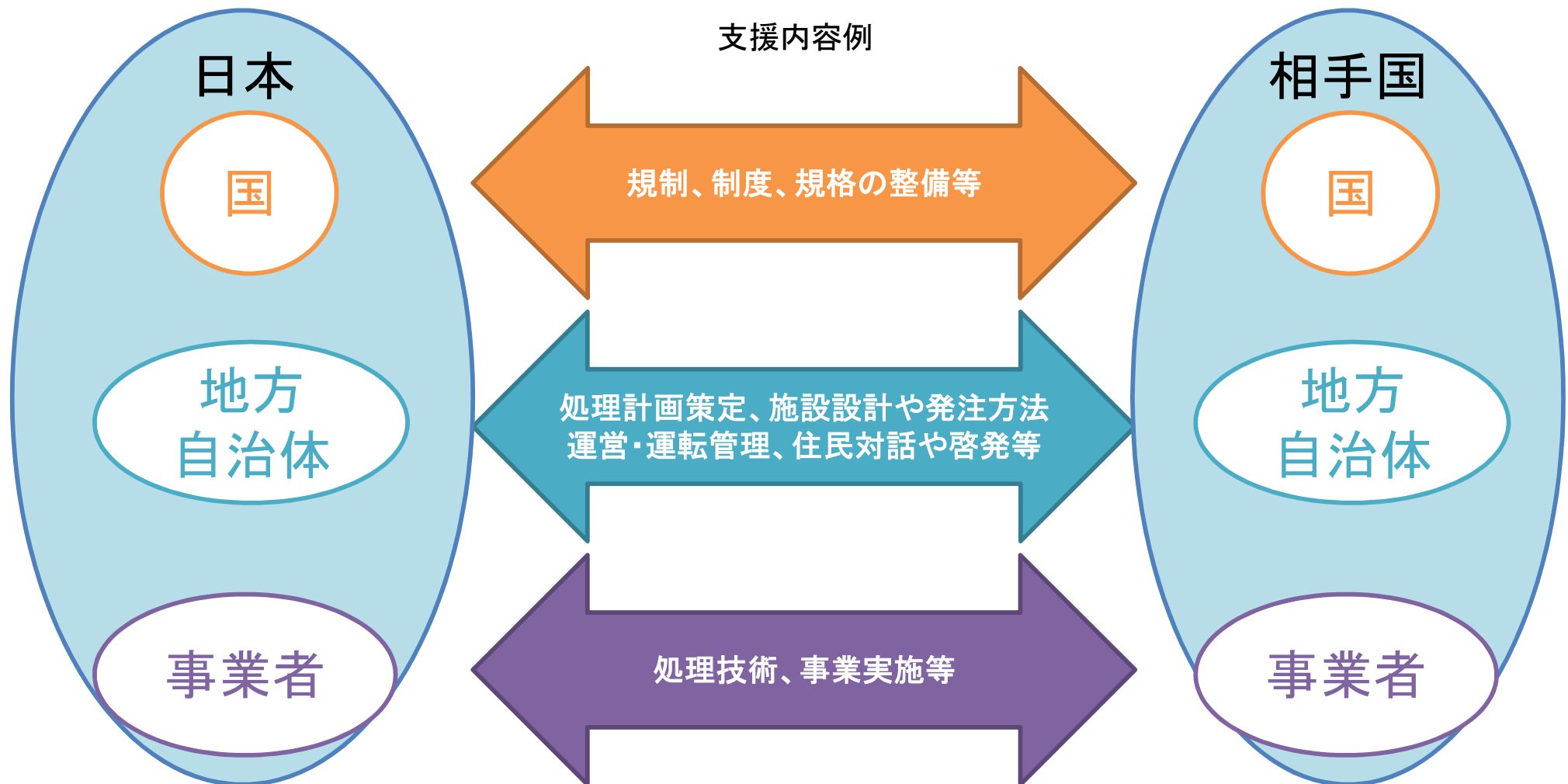
世界規模での環境保全、循環型社会形成に貢献

循環産業の海外展開が活発になり、日本の経済を活性化

レアメタルの確保等、日本の資源戦略に貢献

廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開

- 廃棄物分野では、国、地方自治体、事業者のそれぞれが異なる役割を有する。それぞれの役割に応じ、パッケージとして、実施相手国にアプローチしていくことが重要。例えば、規制の整備については国、廃棄物処理計画の策定については地方自治体、処理技術については事業者、という役割分担が考えられる。



3R・廃棄物処理分野における国際協力

1 二国間協力

政府間覚書の締結

- ・インドネシア、ベトナム、フィリピン、クウェート等と廃棄物分野を含む環境協力覚書の締結等による二国間協力を実施。今後、さらに協力国を拡大。

制度整備等の支援

- ・上記の国における3R・廃棄物処理に係る法令、処理計画、焼却炉ガイドライン等の整備支援。
- ・途上国政府担当者の能力構築に向けた訪日研修の実施(毎年40名程度を受け入れ)。

※このほか、JICAによる技術協力等や、北九州市、東京23区、大阪市等と途上国自治体間における国際協力

2 多国間協力

アジア太平洋3R推進フォーラム

- ・我が国の提唱により2009年に設立。我が国環境省と国連地域開発センターが共催。
- ・アジア太平洋地域30カ国以上から政府(閣僚級ほか)、国際機関、援助機関、民間セクター等が参加し、3Rについて議論。
- ・2016年11月には、豪州・アデレード市にて「持続可能な開発2030アジェンダに向けた3Rと資源効率性の進展」をテーマに第7回会合を開催。伊藤環境副大臣ほかが出席。

国際機関への貢献

- ・UNEP国際資源パネルへの資金拠出、ほか。

3 我が国先進技術による国際的な貢献

- ・我が国循環産業(廃棄物関連産業)は、社会的要請に応じるため、3R・廃棄物処理に関する先進的な技術を構築。
- ・我が国の先進技術を、廃棄物問題を抱える途上国に活用していただき、世界規模で環境負荷低減・循環型社会形成実現に貢献。
- ・環境省としても、我が国循環産業の国際展開を率先支援。

野積みされたごみの中を裸足で有価物を回収する人



出典: (財)日本産業廃棄物処理振興センター-27

国際協力の近況①

○ フィリピン

- ・廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援。近日公表予定。
- ・2016年11月7日第2回廃棄物分野における日・比環境対話開催。我が国から梶原環境省地球審（民間企業も参加）、フィリピンからレオナス環境天然資源省次官が出席。新日鉄住金エンジ・北九州市及び日立造船・大阪市がFSを実施中のダバオ市・ケソン市をモデル都市として廃棄物発電事業に関する協力を進めることに合意。



○ タイ

- ・2016年3月に我が国環境省とタイ天然資源・環境省との合同廃棄物セミナーを開催。本邦民間企業とのマッチングイベントも実施。
- ・同月、産業廃棄物に我が国環境省とタイ工業省と産業廃棄物管理に関する協力覚書を締結し、支援実施中。本年2月、廃棄物発電等のセミナーを開催予定。



○ ベトナム

- ・我が国環境省からJICA長期専門家をベトナム天然資源環境省に派遣。
- ・2016年3月我が国からの支援を受けた「一般廃棄物焼却炉技術基準案」が公布。
- ・2016年11月、環境省の支援を受け、ホーチミン市にて日立造船の有機系廃棄物メタン発酵デモ機を設置。現在、実証試験を実施中。



国際協力の近況②

○ インドネシア

- ・我が国環境省からJICA長期専門家をインドネシア環境林業省に派遣。
- ・2016年9月に都市ごみに関するセミナーを開催。インドネシア関係省庁、自治体等、我が国環境省、JICA、自治体、民間企業等が参加。
- ・2016年11月、廃棄物発電技術のガイドラインに関する協力に合意。



○ マレーシア

- ・2016年3月、マレーシア都市福祉・住宅・地方自治省から、廃棄物発電焼却炉性能技術基準の作成支援の要請あり。今年度の支援事業として、技術部会の設置及び専門家の派遣等を実施予定。



○ ミャンマー

- ・DOWAエコシステム(株)がヤンゴン市・ティラワ経済特区で最終処分場を建設し、2015年12月より稼働。平成27・28年度に、ごみ質に対応した適正処理の促進に関する環境省のFS調査を実施。
- ・JFEエンジニアリング(株)がヤンゴン市北部に廃棄物発電焼却処理施設（60t/日）を建設中（2017年3月稼働予定）。本件は平成24年度の環境省事業としてFS調査を実施し、平成27年度JCM設備補助事業として採択されたもの。



環境省による民間事業フーズビリティ調査支援実績(H27 - 28年度分)

ロシア

○豊田通商株式会社

- ・ ロシア国モスクワ圏における都市廃棄物の統合型エネルギー回収事業

カザフスタン

○豊田通商株式会社

- ・ カザフスタン共和国における製鋼スラグリサイクル事業

中東

○日揮株式会社

- ・ 中東エリアにおける都市ごみ焼却事業

バングラデシュ

○日本環境設計株式会社

- ・ バングラデシュ国ダッカ市における携帯電話等の電子廃棄物(e-waste)リサイクル・ソーシャルビジネスの事業環境基礎調査

タイ

○有限会社飯室商店(インドネシアも対象)

- ・ 東南アジアにおけるガラスカレットの再資源化率向上
- 星尊有限会社
- ・ タイ王国バンコク地域における建設副産物の再資源化によるコンクリート用再生骨材製造システム確立事業
- H27-28 大谷化学工業株式会社
- ・ タイ王国を中心とした貴金属残存めっき廃液等のリサイクル事業
- 新日鉄住金エンジニアリング株式会社
- ・ タイ国における埋立ごみを対象とした廃棄物発電事業
- 株式会社富山環境整備
- ・ タイ国チェンマイ県における地域産業に資する統合廃棄物処理事業

ベトナム

○株式会社市川環境エンジニアリング

- ・ ベトナム国ハノイ市近郊リサイクル工業団地計画
- 株式会社アマタ持続可能経済研究所(パラオも対象)
- ・ 島嶼地域における包括的資源循環システム構築事業
- 株式会社市川環境エンジニアリング
- ・ ベトナム国ハノイ市における廃棄物中継施設運営事業案件形成調査

ミャンマー

○H27-28 DOWAエコシステム株式会社

- ・ ミャンマーにおける工業系廃棄物を中心とした先導的な適正処理促進事業

フィリピン

○H27-28 野村興産株式会社

- ・ フィリピン・セブ地域向け水銀含有廃棄物適正処理事業
- H27-28 日立造船株式会社
- ・ フィリピン国ケソン市における廃棄物発電事業

パラオ

○株式会社アマタ持続可能経済研究所

- ・ 島嶼地域における包括的資源循環システム構築事業

インドネシア

○H26-27 株式会社ユーパーツ

- ・ インドネシア共和国ジャカルタ特別市における使用済自動車用鉛バッテリーの再生事業
- 有限会社飯室商店(タイも対象)
- ・ 東南アジアにおけるガラスカレットの再資源化率向上
- JFE環境株式会社
- ・ インドネシア国における石油スラッジのリサイクル事業
- 太平洋セメント株式会社(マレーシアも対象)
- ・ インドネシア・マレーシアにおける建築廃材リサイクル事業
- 株式会社 西原商事
- ・ インドネシア共和国スラバヤ市における分別・堆肥化複合施設を核とした事業系廃棄物対策システム構築事業
- 株式会社新菱
- ・ インドネシア共和国北スマトラ州におけるリサイクル燃料等を活用した効率的な有害有毒廃棄物(B3廃棄物)処理事業に関する事業環境調査

マレーシア

○アマタ株式会社

- ・ マレーシア国における廃棄物の再資源化事業



食品廃棄物の国際的な流れ

- F A O（国際連合食料農業機関）の報告書によると、農業生産から消費に至るフードチェーン全体で、世界の生産量の3分の1にあたる約13億トンの食料が毎年廃棄。
- 国連では、2030年までに小売、消費段階での世界全体の一人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択。

■ 国際連合食料農業機関（FAO）

○2011年に、「世界の食料ロスと食料廃棄」に関する調査研究報告書が発表され、廃棄の規模や廃棄の原因と防止策がとりまとめられた。農業生産から消費に至るフードサプライチェーンの中で、世界の生産量の約3分の1にあたる13億トンの食料が、毎年廃棄されている。

○2011年からFAO、UNEP等の国際機関や民間企業が連携して食品廃棄物削減に取り組む「SAVE FOOD」キャンペーンを実施。2013年8月にアジア太平洋地域においても、「SAVE FOOD」キャンペーンを立ち上げ。

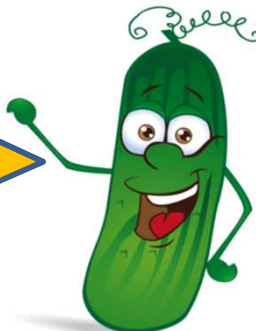
○2013年9月には、食品廃棄物の環境影響に関する報告書発表。食品廃棄物にかかる経済的コストは約7500億ドル。



SAVE FOOD
REDUCE FOOD LOSS AND WASTE

Mr. Q
です！

FAOアジア
キャンペーンマスコット



■ 国連：持続可能な開発目標（SDGs）

2030年までに小売、消費段階での世界全体の一人当たり食品廃棄物を半減させ、ポストハーベストロスを含めた製造、供給チェーン全体での食品ロスを削減する目標が、2015年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された。

■ 各国の食品廃棄物削減目標（例）

● 米国

米国農務省と米国環境保護庁が、2030年までに食品廃棄物を50%削減する目標を2015年9月に発表した。

<発表の内容>

- ・食品廃棄物削減の慈善団体や民間事業者、地方行政等とのパートナーシップを政府が主導
- ・フードサービス企業・レストラン・小売業等に対し食品廃棄物削減の積極的な目標を定めるよう促す。

● 欧州

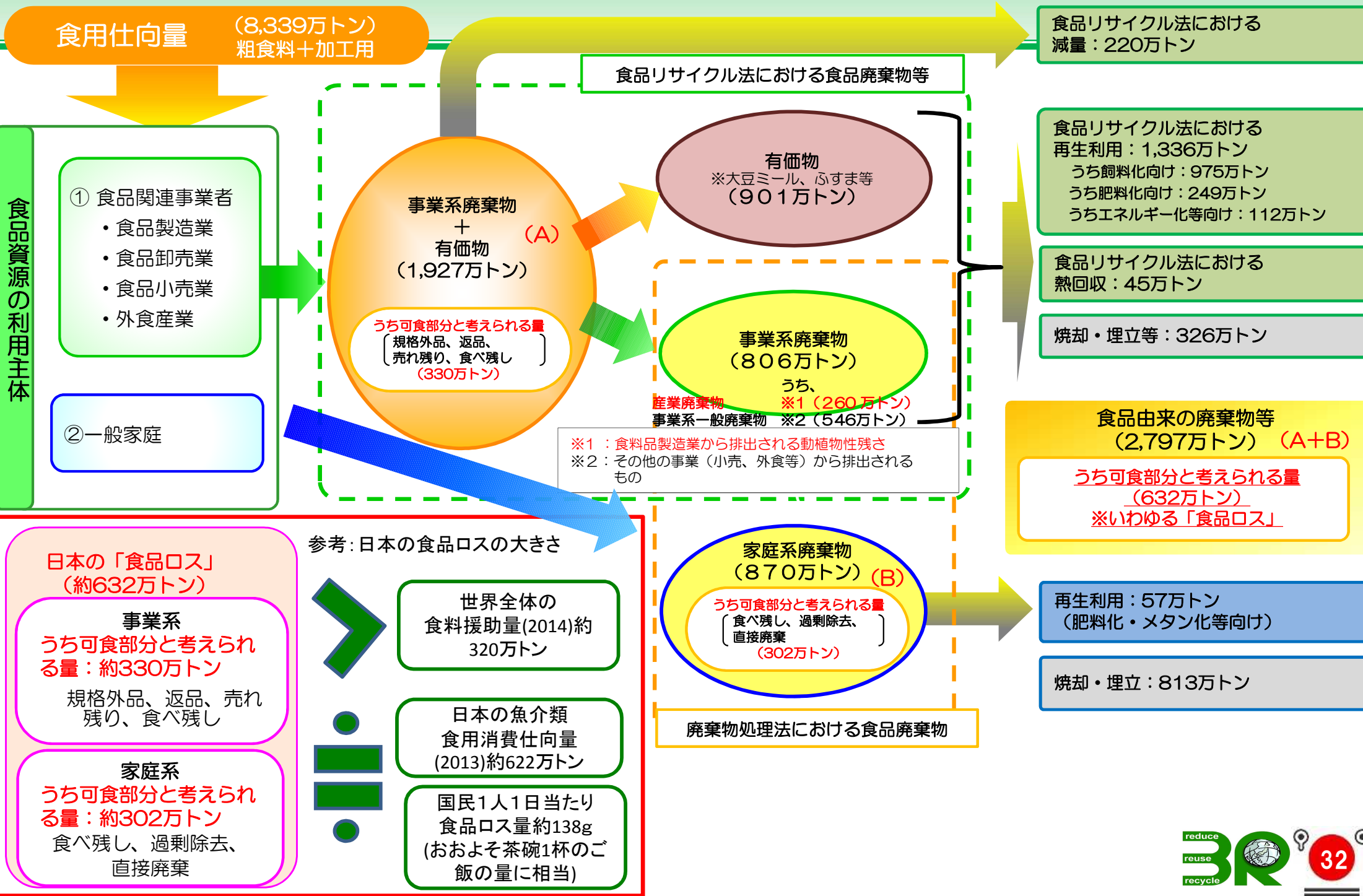
2025年までに食品廃棄物を半減させ、発生抑制するための具体的行動を定めるようにECやEU各国に要請する決議が2012年に欧州議会で採択された。

<決議の内容>

- ・2014年を「ヨーロッパ反食品廃棄物年」として、廃棄を避けるための啓発を行う
- ・期限表示と包装の適正化
- ・フードバンク活動の優遇

出典：農林水産省資料等から環境省作成

食品廃棄物等の利用状況等（平成25年度推計） <概念図>



再発防止策(平成28年3月14日公表)と対応状況

【電子マニフェストの機能強化】 平成28～29年度

- 不正を検知できる情報処理システムの導入検討等

【廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

- 食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定・都道府県等への通知(6月対策済)
- 食品リサイクル法の登録事業者に対する国の指導監督を強化(農水省と共同)

(適正処理の強化と人材育成)

- 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化を廃棄物処理事業者(業界団体)に求め、環境省としてその取組状況をフォローアップ(処理状況の積極的な公開及び優良事業者の育成・拡大等)

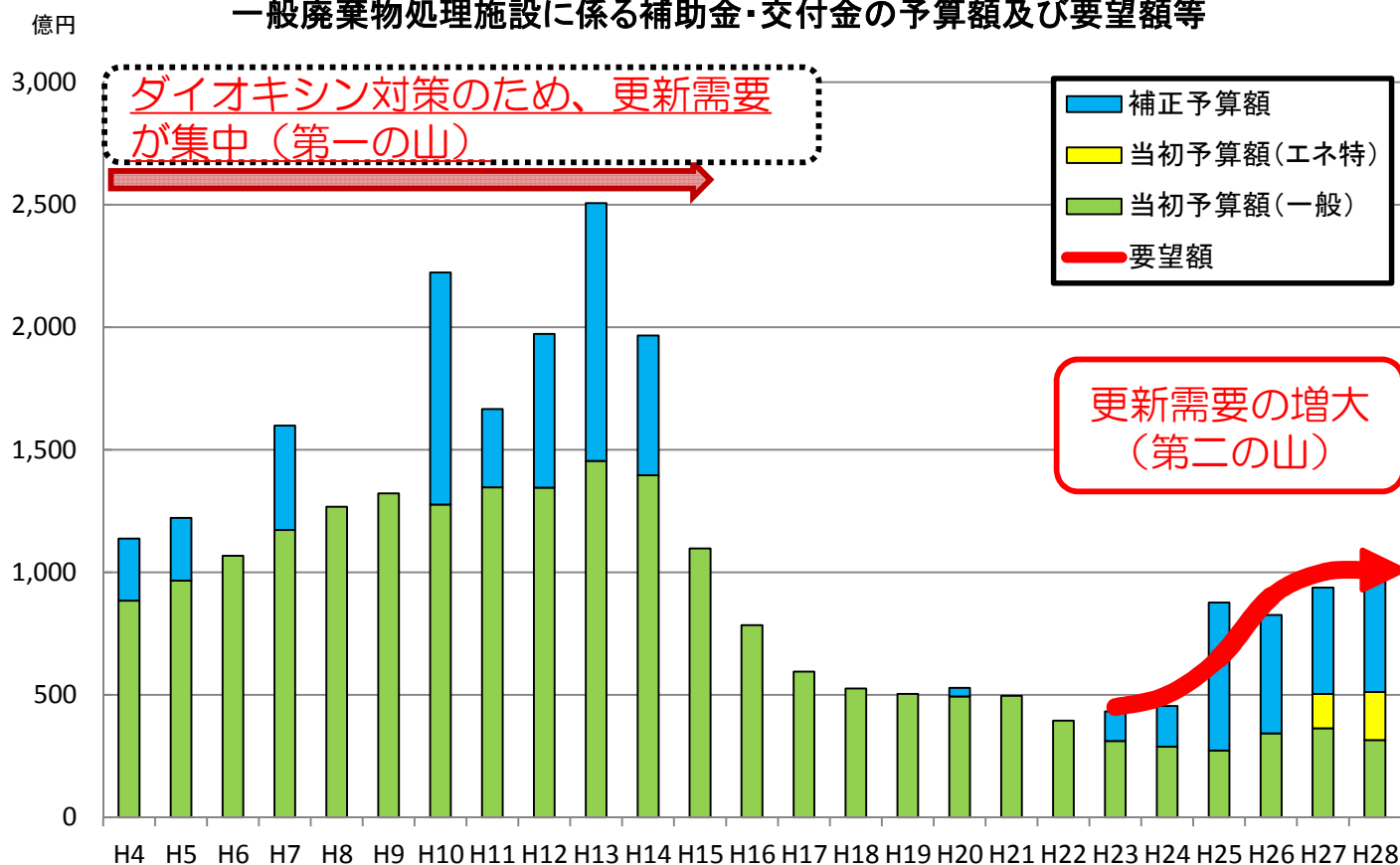
【排出事業者に係る対策:食品廃棄物の転売防止対策の強化】 年度内目処

- 廃棄物処理法で規定されている、排出事業者任に基づく必要な措置(処理状況の確認や適正な処理料金による委託等)に係るチェックリストの作成・都道府県等への通知
- 食品関連事業者に対する食品ロス削減、不正に転売することが困難となるよう適切な措置を講じること等を要請(農水省と共同)
- 食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定(農水省と共同)
(17年1月26日公表)

「循環型社会形成推進交付金」による一般廃棄物処理施設整備への支援

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援するスキームとして、「循環型社会形成推進交付金」がある。
- 平成2年度以降、数年にわたり社会的に大きな問題として取り上げられた「ダイオキシン問題」の対応のため、廃棄物処理施設の更新が同時期に発生。
- このため、次の更新時期(15～20年後)が集中的に発生しつつある状況下(更新需要が増大(29年度約1,000億円))。市町村の要望額と予算額との差が拡大。
- 適切に更新がなされない場合、地域でのごみ処理能力の不足や事故リスクが増大するなど、市町村にとっては致命的な問題。
- 平成29年度については、市町村からの約1,000億円の要望額に対し、平成28年度補正予算(450億円)及び平成29年度当初予算(512億円)により対応(補正頼みの状況)。

一般廃棄物処理施設に係る補助金・交付金の予算額及び要望額等



＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞

全国1,162施設のうち

築20年超：417施設

築30年超：184施設

築40年超：28施設



(施設耐用年数:15～20年程度)



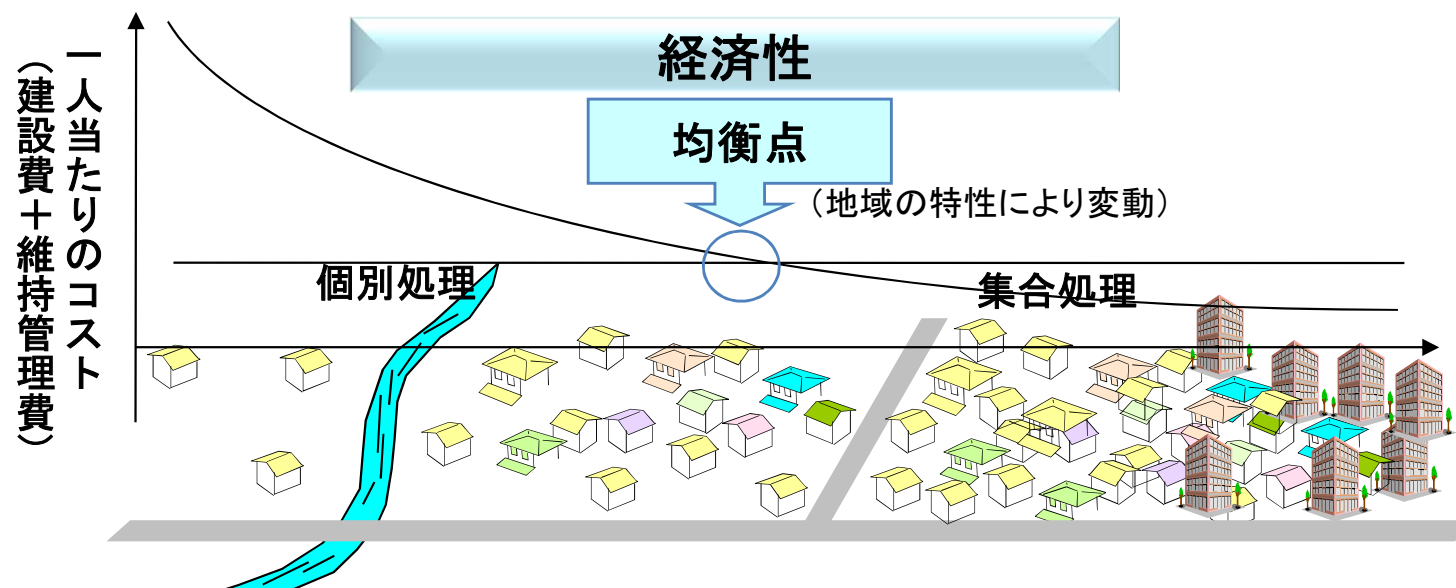
老朽化して休止した処理施設

効率的な污水处理施設整備のための都道府県構想

○概要 污水处理施設の整備については、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等が実施されている。都道府県構想は、市街地、農山漁村等を含めた市区町村全域で、各種污水处理施設の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本として、水質保全効果、污泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備手法を選定するための構想として、都道府県が市町村の意見を反映した上で策定し、持続的な進捗管理と必要な見直しを行う。

- ・平成 7年の3省(現国交省・農水省・環境省)通知に基づく制度。
- ・平成26年1月に「都道府県構想策定マニュアル」を3省で策定し都道府県に通知。「早期整備」と「持続可能な運営」を目指す

○目的 変化していく人口減少等の社会情勢や厳しい財政事情等を踏まえ、効率的な污水处理施設の推進について、適切な役割分担の下、計画的に実施していく。



人口密度の低い区域は個別処理(浄化槽)が効率的

人口密度の高い区域は集合処理が効率的

早期整備(10年程度)

今後10年程度を目途に污水处理施設の整備の概成を目指す。

持続可能な運営 (20～30年程度)

既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法を検討。

浄化槽普及戦略検討会

背景・目的

- 「廃棄物処理施設整備計画」(平成25年5月31日閣議決定)における平成29年度までに浄化槽処理人口普及率12%を達成するという目標に対し、近年は約9%で横ばいであり、目標達成が困難。
- 3省(国交省・農水省・環境省)が連携し、汚水処理施設の早期整備を図るため、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成(平成26年1月)。
- 社会情勢を踏まえた浄化槽普及促進策の検討、合併処理浄化槽への転換、助成制度の在り方などを検討。

設置の経緯

- 平成25年5月「廃棄物処理施設整備計画」
 - ・浄化槽処理人口普及率目標を12%と設定(H29末)



- 平成26年6月 環境大臣発言
 - ・浄化槽が普及できるような施策の充実
 - ・広く議論する場を設けることが必要



- 平成26年10月～28年3月
今後の浄化槽の在り方に関する懇談会
 - ・喫緊に検討すべき基盤的・横断的取組として
浄化槽普及戦略の検討が挙げられた

- 平成26年1月
「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」
 - ・10年程度を目安に早期整備

検討内容

本検討会は、学識経験者や地方自治体の担当者らで構成され、以下の項目を検討する。

- 将来推計
- 未普及解消に向けた課題整理(単独転換含む)
 - ・個人への働きかけ
 - ・公共関与の推進
- 汚水処理普及シナリオ



オープンな場での検討により、社会情勢を踏まえた浄化槽普及促進策を年度内にとりまとめ、世間一般への周知を図る。また、これを基に平成29年度中に見直す廃棄物処理施設整備計画の内容を検討する。

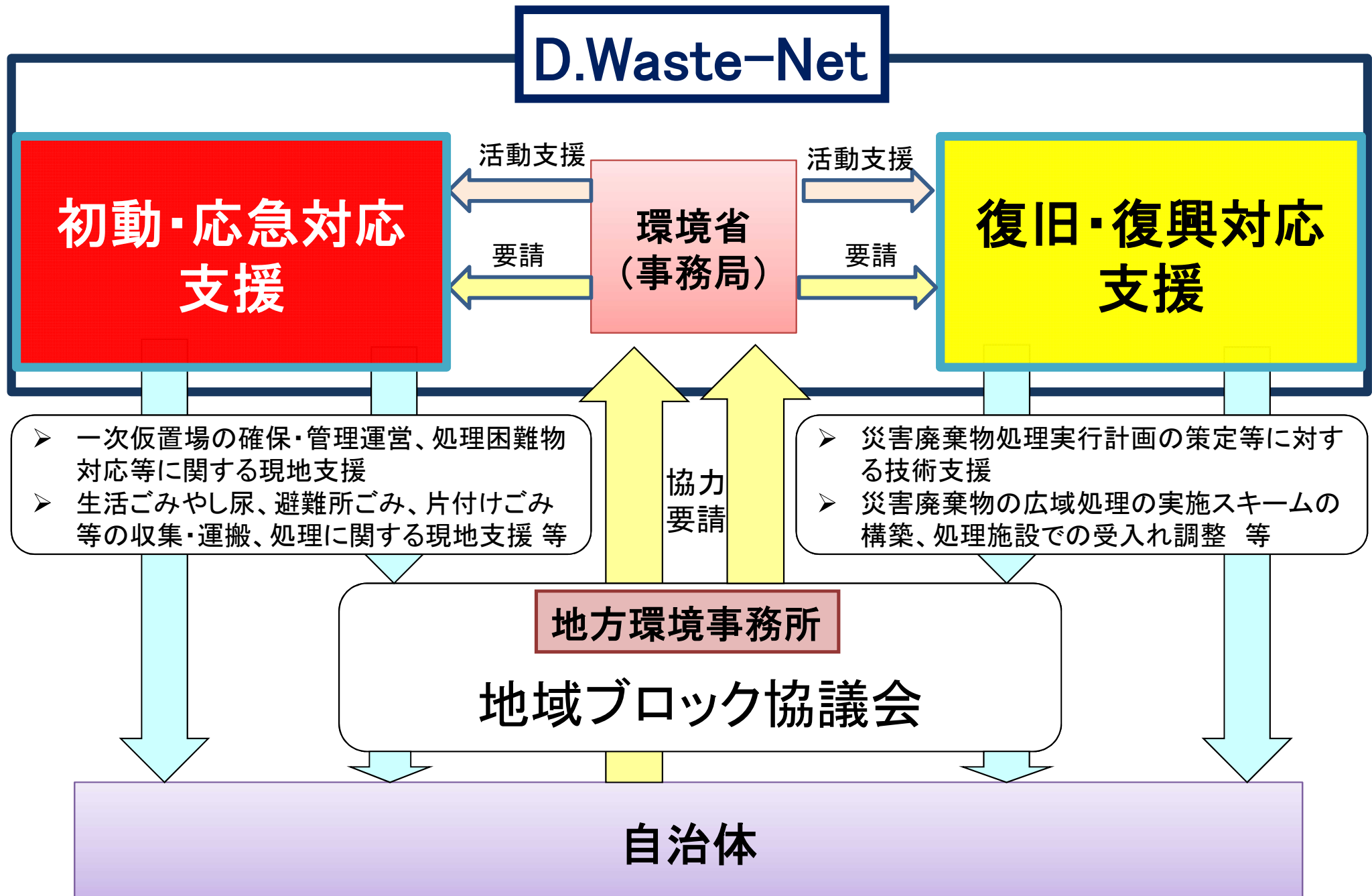
災害廃棄物の発生量(推計量)

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震 (熊本県)	H28年4月	316万トン ^(※1) (推計値)	全壊：8,339 ^(※2) 半壊：31,847 ^(※2) 一部損壊：137,295 ^(※2)	2年 ^(※1)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	58万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	H25年10月	23万トン	全壊：50 半壊：26 一部損壊：77	約1年
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	5万2千トン	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年

(※1) 災害等廃棄物処理事業費補助金の査定に当たり市町村が推計した災害廃棄物発生量の合計

(※2) 平成28年11月29日現在（被災棟数については、現在も調査中であるため、変動する見込み）

D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み



D.Waste-Netの活動実績

災害名	発生年月	活動メンバー	活動内容
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	・国立環境研究所 ・日本環境衛生センター ・全国都市清掃会議 ・ペストコントロール協会 ・日本廃棄物コンサルタント協会 ・廃棄物・3R研究財団	・現地支援チームを派遣し、仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生の防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・廃棄物の収集体制を立て直すため、広域な支援を調整 ・廃棄物の発生量の推計支援等、処理実行計画の策定を支援 ・豪雨災害における初動対応の記録 等
熊本地震	H28年4月	・国立環境研究所 ・日本環境衛生センター ・全国都市清掃会議 ・全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ・全国清掃事業連合会 ・日本環境保全協会 ・ペストコントロール協会 ・廃棄物資源循環学会 ・廃棄物・3R研究財団 ・セメント協会 ・全国解体工事業団体連合会 ・日本災害対応システムズ ・日本貨物鉄道	・現地支援チームを派遣し、仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生の防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・廃棄物の収集を支援するため、ごみ収集車や技術者を派遣。 ・仮置場の巡回訪問及び技術的助言 ・廃棄物の発生量の推計支援等、処理実行計画の策定を支援 ・セメント工場での受入れ条件の作成 ・自治体へのコンテナ輸送に関する技術的助言 ・災害廃棄物の広域処理の意向調査 等
台風9,10,11号 (北海道、岩手県等)	H28年9月	・国立環境研究所 ・日本環境衛生センター ・ペストコントロール協会 ・地盤工学会	・現地支援チームを派遣し仮置場の確保や分別、廃棄物からの悪臭・害虫発生の防止対策、火災発生防止対策等について技術支援を実施 ・土砂混合物の処理方法に関する技術支援を実施 等
鳥取中部地震	H28年10月	・国立環境研究所	・現地支援チームを派遣し仮置場の確保や分別等について技術支援を実施 等

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の期限内処理について

- PCB(難分解性で慢性毒性を有する化学物質)は、カネミ油症事件(昭和43年)を契機に社会問題化。
- 昭和47年以降製造中止。民間主導で全国39カ所に処理施設設置が試みられたが、30年以上処理されず。
- 現在、国が中心となり、立地地域関係者の理解と協力の下、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)により全国5カ所に処理施設を整備し、処理を実施。未だに蛍光灯安定器からの漏洩事案が発生(※)
- 処分期間は、**最短で平成29年度末**。期間内処理を確実にするため**徹底した掘り起こしと周知が必要**。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

北九州事業エリアでの
変圧器・コンデンサーの処分期限まで
平成29年1月5日で
残り450日

安定器及び汚染物等*
北海道(室蘭)・東京
事業エリア
平成35年
3月31日まで

安定器及び汚染物等*
北九州・大阪・豊田
事業エリア
平成33年
3月31日まで

変圧器・コンデンサー
北九州事業エリア
平成30年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー
大阪事業エリア
平成33年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー
豊田事業エリア
平成34年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー
東京事業エリア
平成34年 3月31日まで

変圧器・コンデンサー
北海道(室蘭)事業エリア
平成34年 3月31日まで

*小型電気機器の一部を除く。

※確認されている最近のPCB漏洩事案

<平成28年8月>

北海道庁の出先機関(十勝総合振興局)で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。

<平成28年8月>

北海道内の公民館で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。

<平成27年8月>

静岡県内の高等学校で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。

<平成26年10月>

福岡県内の警察学校で、蛍光灯安定器が破裂し、PCBが漏洩。

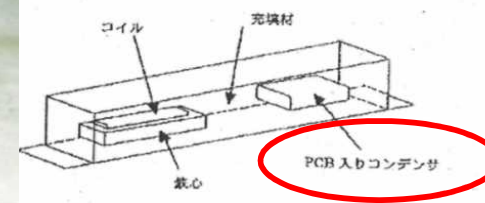
高圧トランス(変圧器)



高圧コンデンサー



安定器



PCB廃棄物処理に係る政府の取組

<関係者連携の促進>

- 国（環境省、経産省）、関係自治体、電気保安関係事業者、日本電機工業会（JEMA）、日本照明工業会（JLMA）、処理業者（JESCO）から構成される「PCB廃棄物処理関係者連絡会」を各地域で開催し、関係者間で取組の共有等を実施。
- 経済産業省において、電気事業法に基づき、電気主任技術者の職務として高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認することを追加。

<周知・広報>

- 平成28年9月から平成29年2月にかけて、全国19カ所（各会場150名程度）で事業者向けの説明会を実施（経産省・環境省で共催）。制度改正の内容や、処理に向けた手続き、PCB使用機器の掘り起こしの方法等を直接説明。
- 四国・中国・九州・沖縄各県の変圧器・コンデンサーの処分期間の末日（平成30年3月31日）まで500日を迎えた11月16日には、関係省庁及び自治体のTwitter等により一斉広報を実施。

PCB廃棄物処理関連予算について

事業名	基本計画における取組	事業内容
PCB廃棄物適正処理対策推進事業 142,355千円 (150,000千円)	早期かつ確実な期限内処理完了に向けた処理促進	JESCO北九州事業所の処分期間は平成29年度までと逼迫した状況であり、PCB廃棄物の期限内処理の履行に向けた早急な取組を実施 ● 地方自治体が実施する未届けのPCB廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化の実施及び早期処理体制の構築 ● 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、これをインターネット等で公開することにより、調査の進捗状況を管理 ● 使用中の機器の早期廃棄及び処理完了に向け、使用中機器所有者の関係機関との連携体制を構築する
	微量PCB汚染廃電気機器等の処理	微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進に係る下記の取組を推進 ● 無害化処理技術の評価及び無害化認定施設の認定 ● PCB汚染油を抜いた容器の取扱等、合理的かつ効率的な処理方策の検討
PCB廃棄物対策推進費補助金 1,100,000千円 (1,000,000千円)	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理	● 費用負担能力が小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理費用を軽減し、中小企業者等の保有するPCB廃棄物の円滑な処理を促進する
PCB廃棄物処理のための拠点的施設整備事業 1,700,000千円 (1,700,000千円)	JESCOにおける安全を第一とした適正かつ確実な処理	JESCOによる拠点的広域処理施設整備に係る下記費用の一部を補助 ● 処理能力が不足している設備及び処理が不得意な機器の処理を行うための設備の改造 ● 新しい処理期間中の処理施設の経年的な劣化によるトラブル等を防止するために点検・補修
PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業 3,000,000千円 (3,000,000千円)	処理完了後のJESCOの事業終了のための準備	将来の適正かつ速やかなPCB除去・原状回復を確実にするため、JESCOに出資

日本廃棄物団体連合会

「廃棄物・リサイクル分野の地球温暖化対策の提言」について

《提言の視点》

1. 廃棄物・リサイクル分野における地球温暖化対策に力点
2. 長期の時間軸で低炭素型の廃棄物・リサイクル対策として行うべき事業を予測
3. 海外の廃棄物・リサイクル対策及び温暖化対策に技術的に貢献、地域活性化に向けエネルギー資源としての廃棄物の利活用を推進
4. 廃棄物・リサイクル対策と温暖化対策の統合的取組により、魅力ある業界へ成長

《今後推進すべき13の項目》

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 1. 3Rの推進 | 7. 地域の低炭素化を念頭にした |
| 2. 再生可能エネルギー産業の
装置リサイクル化推進 | 計画的な廃棄物エネルギー利活用の推進 |
| 3. 廃棄物収集運搬の省エネ化 | 8. 産業廃棄物処理低炭素化事業の拡大 |
| 4. 廃棄物処理施設等のエネルギー消費見
える化推進による大幅省エネ | 9. 地域バイオマス資源の総合的燃料化 |
| 5. ごみ発電 | 10. 使用済み電気電子機器等を含む金属スクラップ対策 |
| 6. エネルギー自立型
防災都市施設機能の強化 | 11. エネルギー自立型エコタウンの創生 |
| | 12. エネルギー需給のこれからの展望 |
| | 13. 海外への展開 |

循環産業の低炭素化、発電や余熱利用等による地域の廃棄物エネルギーの徹底活用、3R体制構築による低炭素製品普及などの「循環×低炭素型」の取組を地方そして海外に展開し、CO₂を大幅に削減する。

循環産業の低炭素化

- 省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業(15億)
- モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業(3.5億)

発電や余熱利用等による地域の廃棄物エネルギーの徹底活用

- 廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業(217億)
- 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業(4億)
- 廃棄物発電の高度化支援事業(2.1億)
- 中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業(5.5億)

3R体制構築による低炭素製品普及

- 低炭素製品普及に向けた3R体制構築支援事業 (5億)

我が国の高度な技術を活かした循環×低炭素型の社会づくり・産業育成

地方へ！

循環×低炭素型の地方創生

- 低炭素型廃棄物処理支援事業(20億)
- 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業(10億)

海外へ！

循環×低炭素型産業の海外展開

- 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業(2.3億)

(参考) ミャンマー国における廃棄物発電事業の例

廃棄物処理法の点検・見直しについて

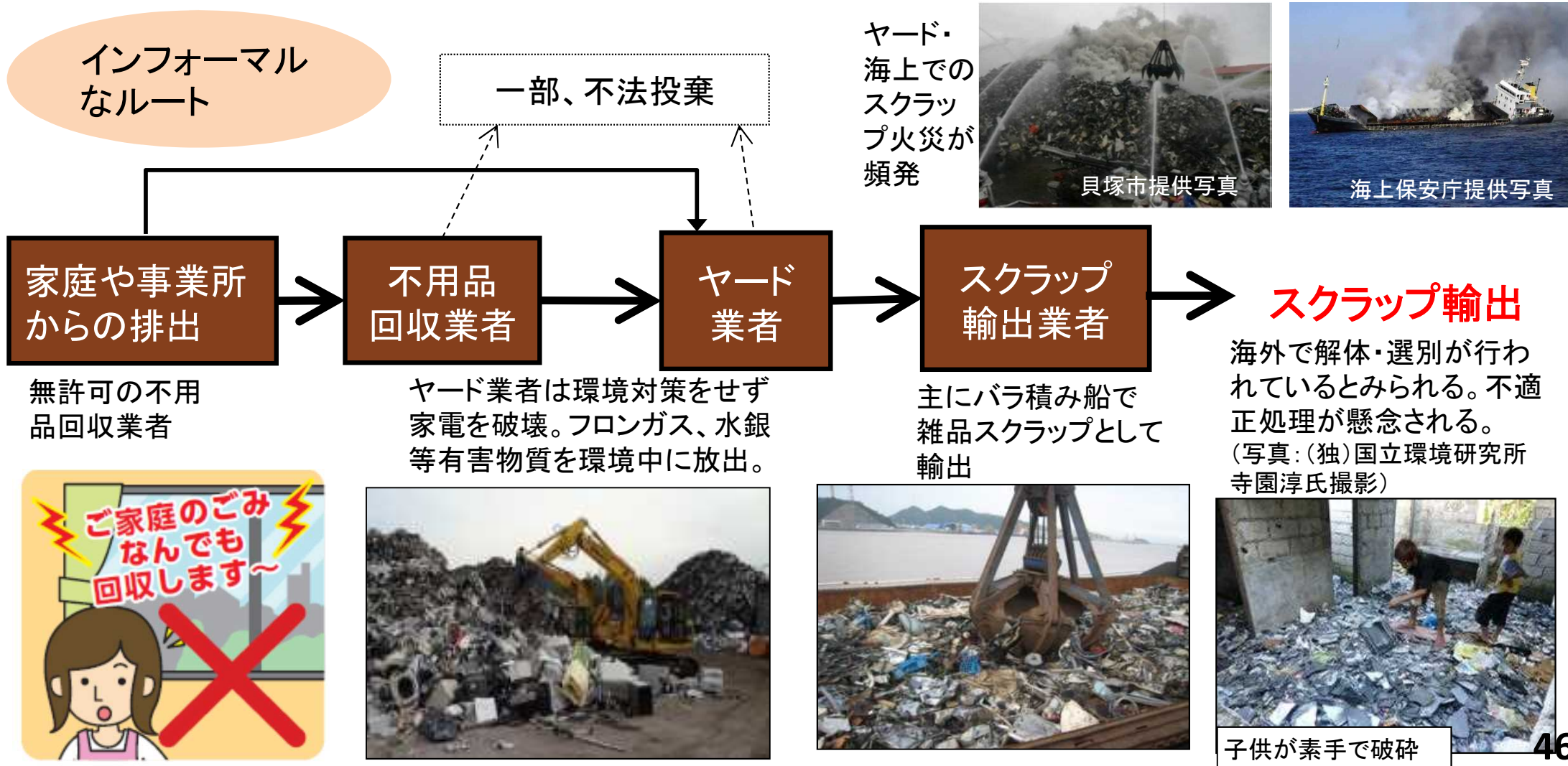
- 平成22年改正法の附則に基づく見直し時期が到来したことから、平成28年2月に、中央環境審議会循環型社会部会に廃棄物処理制度専門委員会(※)を設置
- 現在、以下の同専門委員会報告書を取りまとめたところであり、その内容を踏まえ、法改正も視野に対応を検討しているところ。

廃棄物処理制度専門委員会報告書

- (1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上
- (2) マニフェストの活用
- (3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底
- (4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化
- (5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方
- (6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点
- (7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組
- (8) 優良な循環産業の更なる育成
- (9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組
- (10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化
- (11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し
- (12) 地方自治体の運用

使用済家電等のインフォーマルな取扱いについて

- 家電・小型家電がインフォーマルに回収され、重機等で乱暴に破壊された上、雑品スクラップとして輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。家電リサイクル法等の形骸化、国内外の環境汚染への懸念が高まっている。
- 廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用したインフォーマルルート of 撲滅が課題。



特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する 専門委員会について

- 廃棄物等の越境移動について、平成4年のバーゼル条約発効を受け、同年に国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）を制定。
- それから20年以上が経過し、国際的な資源循環が活発化しており、当時と比べて状況は大きく変化。
- 中央環境審議会の専門委員会を昨年10月と12月に計3回開催（経済産業省の産業構造審議会と合同開催）。課題と論点について検討を行ったところ。
- 1月23日まで、報告書案のパブリックコメントを実施しており、終了後速やかに報告書を取りまとめる予定。

バーゼル法における主な課題

①使用済家電等の越境移動に伴い懸念される環境汚染:

有害物質を含む使用済家電等が混入した金属スクラップ(雑品スクラップ)等が、国内でリサイクルされず、不適正に海外へ流出。有害物による国内外での環境汚染に懸念。

これら雑品スクラップがバーゼル法の適用対象であることを明確化することや、不適正輸出の取締りを強化することが必要ではないか。

②国内で処理されるべき廃棄物等の海外流出(鉛蓄電池等):

有害物質を含む使用済鉛蓄電池等の海外輸出が進行。この結果、国内の適正なりサイクル処理施設の維持が困難に。

リサイクル目的でのOECD加盟国向けの輸出であっても環境面の確認を行うことが必要ではないか。

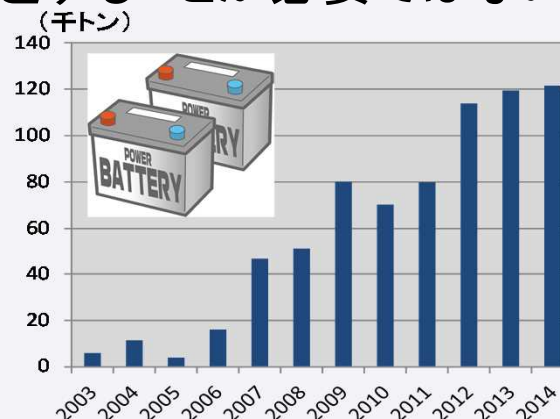
③電子部品スクラップ等の輸入手続上の問題:

金属リサイクル目的の電子部品スクラップの輸入について、我が国で手続に時間がかかるため、諸外国に比べて競争条件上の不利。

電子部品スクラップ等の輸入手続を簡素化し、諸外国と対等な競争条件を確保し、外国で生じた「都市鉱山」の活用を推進することが必要ではないか。



雑品スクラップに混入していたエアコン等



韓国への使用済鉛蓄電池の輸出増加



我が国への輸入のニーズが高い電子部品

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する報告書(案)について

1. はじめに

2. 制度の概要と施行状況

3. 課題と見直しの方向性

(1) 基本的考え方

(2) 輸出に係る具体的な課題と見直しの方向性

- ① 使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保
- ② 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応
- ③ 我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化
- ④ OECD加盟国向け輸出手続の簡素化
- ⑤ 廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善

(3) 輸入に係る具体的な課題と見直しの方向性

- ① 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化
- ② 我が国への輸入に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化

(4) その他の課題と見直しの方向性

- ① 処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化対策の強化

4. 今後の課題

バーゼル条約とWTO協定に適合した制度の在り方、抑止力の確保、シップバックへの対応、リユース品の扱い

5. 廃棄物処理法との一体的な措置

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（仮称）」について

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、入賞メダルの原材料に、携帯電話を含む小型家電から抽出されるリサイクル金属を用いる「**都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（仮称）**」を実施する。
- リサイクル活動の全国的展開を通じて原材料を調達することで「持続可能性に配慮した大会」及び「大会への参画（エンゲージメント）の象徴」を目指す。
- 組織委員会は、本プロジェクトを共に推進する事業協力者を選定するため、昨年11月、企画提案を募集。今月、企画審査会を開催予定。

《主な評価基準》

- ① 期限内に確実に原材料を供給できる方策
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の具体策及びその策における事業協力者の支援方法
- ③ トレーサビリティの確保等に留意したリサイクル運動をレガシーとすることができる推進策

リサイクルメダルに関するデータ

メダル制作に最低必要必要な原材料（オリンピック・パラリンピック合算）

メダルの種類	製造個数	金	銀	銅
金メダル	1, 666	10kg	616kg	40kg
銀メダル	1, 666	－	616kg	50kg
銅メダル	1, 666	－	－	646kg
金属合計重量（kg）		10kg	1, 233kg	736kg
（参考）歩留まりを考慮した必要量		約40kg	約4, 900kg	約3, 000kg

※ メダルはオリンピック・パラリンピック合計5, 000個分を想定。

※ メダルの重さ・組成はロンドン大会のメダル（1個400g）のもの。（リオ大会のメダルは1個500g）

※ 製造時の歩留まりは4倍程度を想定。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会第16回理事会（H28. 11. 9）資料抜粋

小型家電リサイクル法認定事業者による金・銀・銅の再資源化実績（平成27年度）

	金	銀	銅
金属量合計	約214kg	約2, 652kg	約1, 469, 000kg

- 我が国のリサイクルの取組を国際的にアピールするとともに、現在、埋立てられている小型家電をリサイクルする制度の普及や回収率の向上につなげる上で、大変に有意義。
- 組織委員会の審査を経て選定された事業者が自治体とも連携することにより、日本全国の全ての国民の参加を得て、多品目の小型家電がリサイクルメダルとなり、オリンピック後も循環型社会として定着する“**レガシー**”となるよう、環境省としても全力で協力していく。